

安全保障貿易管理の現状と課題 ～技術取引管理と制裁等～

平成28年11月16日

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理政策課

1. 安全保障貿易管理とは

2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

- (1) 安全保障をめぐる環境の変化
- (2) 安全保障において重要性を増す民生技術
- (3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理

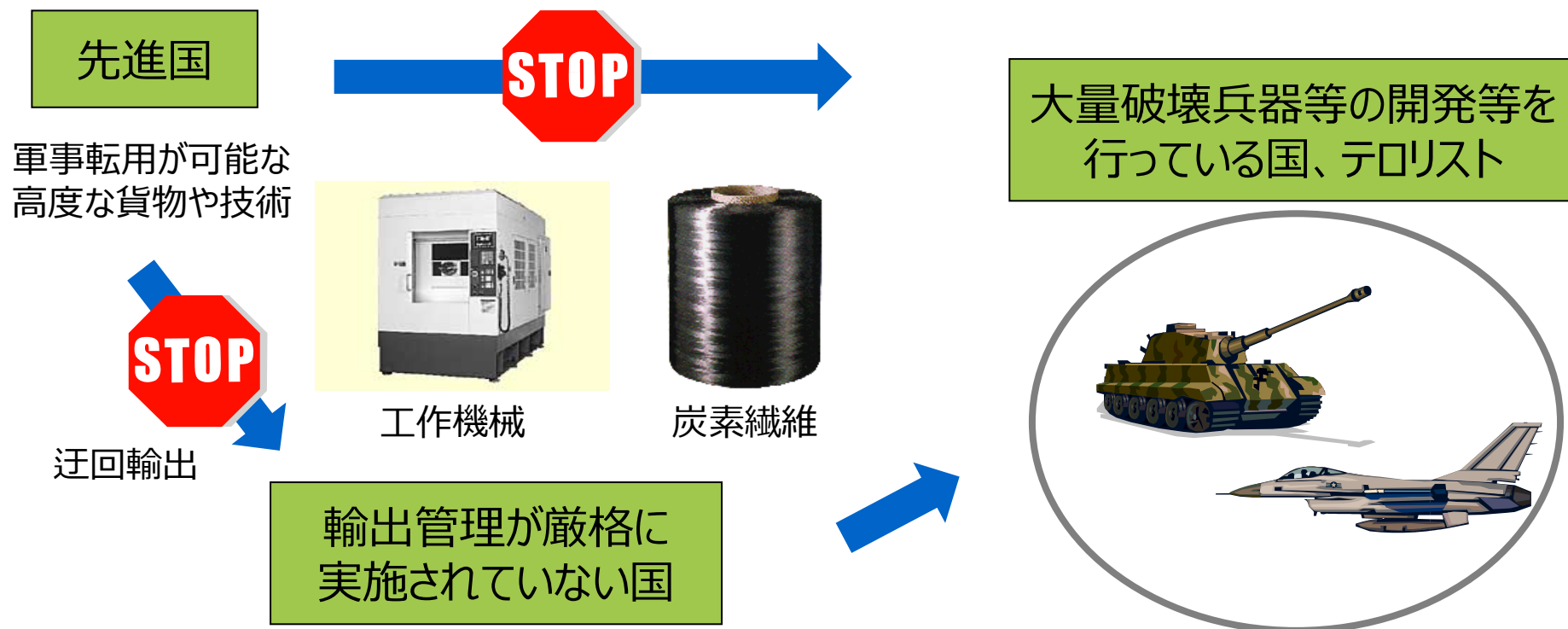
3. 我が国における国内の技術取引規制の在り方の検討

4. 違法輸出の防止に向けた検討

5. 輸出者の事務負担軽減策の検討

安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器や通常兵器の開発等を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等を実施。



日本企業に優位性のある高度な貨物や技術の例

工作機械

- 様々な部材・部品の加工に幅広く使われる



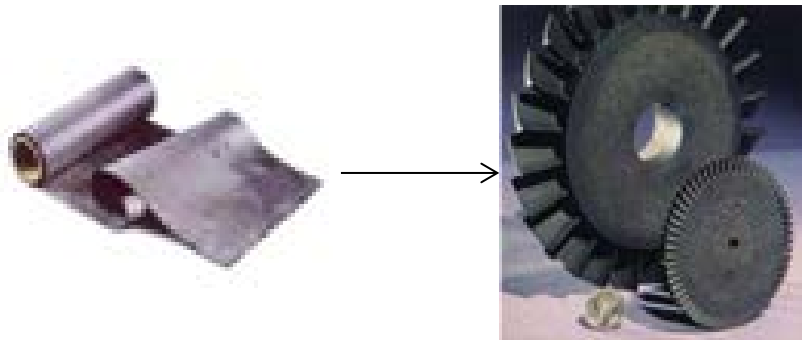
炭素繊維

- 航空機の機体・遠心分離機など様々な部材に使用される



炭化ケイ素繊維 (チラノ繊維、ニカロンなど)

- ロケットエンジンのための最先端耐熱材料などとして使用される



パワー半導体 (窒化ガリウム、ガリウムヒ素半導体など)

- 高耐圧、高耐熱などを特徴とし、パワーを大幅に増幅



特殊な合成樹脂 (ビスマレイミド)

- 航空機などに使用される耐熱性を高める樹脂の原料として使用される



国際輸出管理レジーム

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年 (同年)	1985年 (同年)	1987年 (同年)	1996年 (同年)
3. 参加国数	4 8 か国	4 1 カ国 + EU	3 5 カ国	4 1 カ国
4. 参加国	<ホワイト国> アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、 中国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ	アイスランド、トルコ、 ロシア、ウクライナ ブラジル インド 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ、 ロシア、ウクライナ メキシコ 南アフリカ

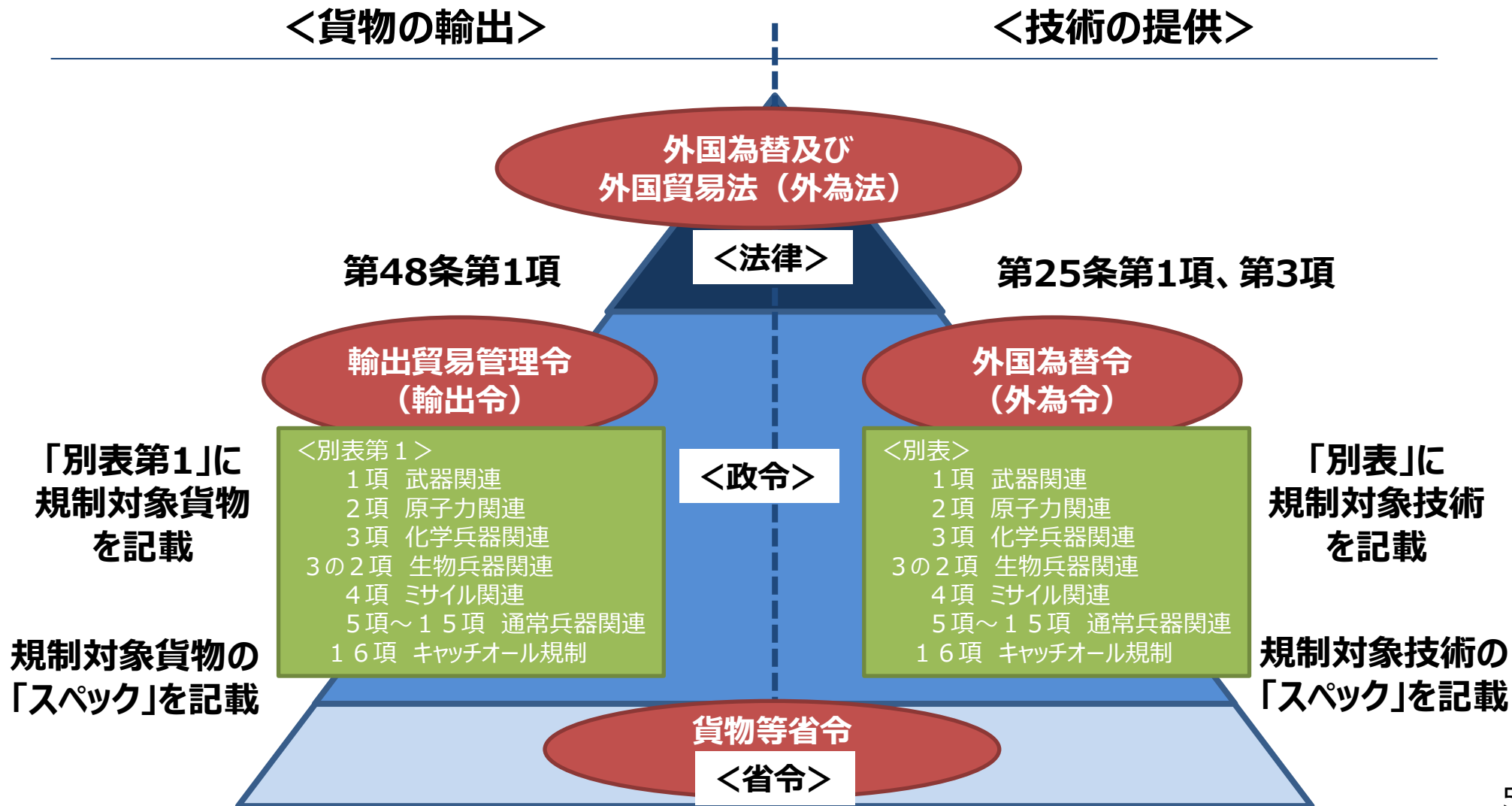
ホワイト国：輸出管理を厳格に実施していると認められることから、円滑な輸出許可手続が可能な輸出相手国（27か国）。

安全保障貿易管理の概要

- 国際輸出管理レジームを踏まえ、外為法に基づいて貿易管理を実施。具体的には、規制対象となる貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣の許可にかからしめる。

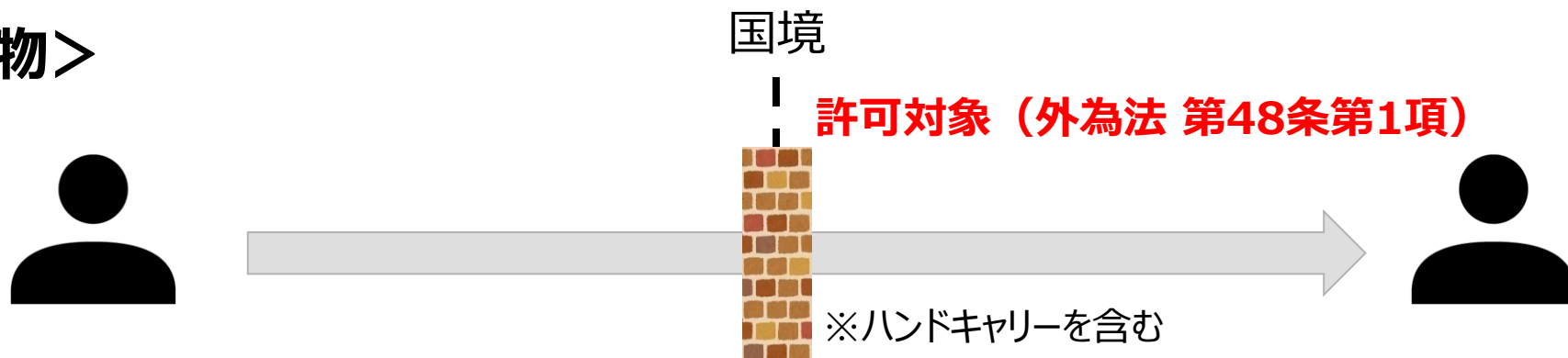
＜貨物の輸出＞

＜技術の提供＞

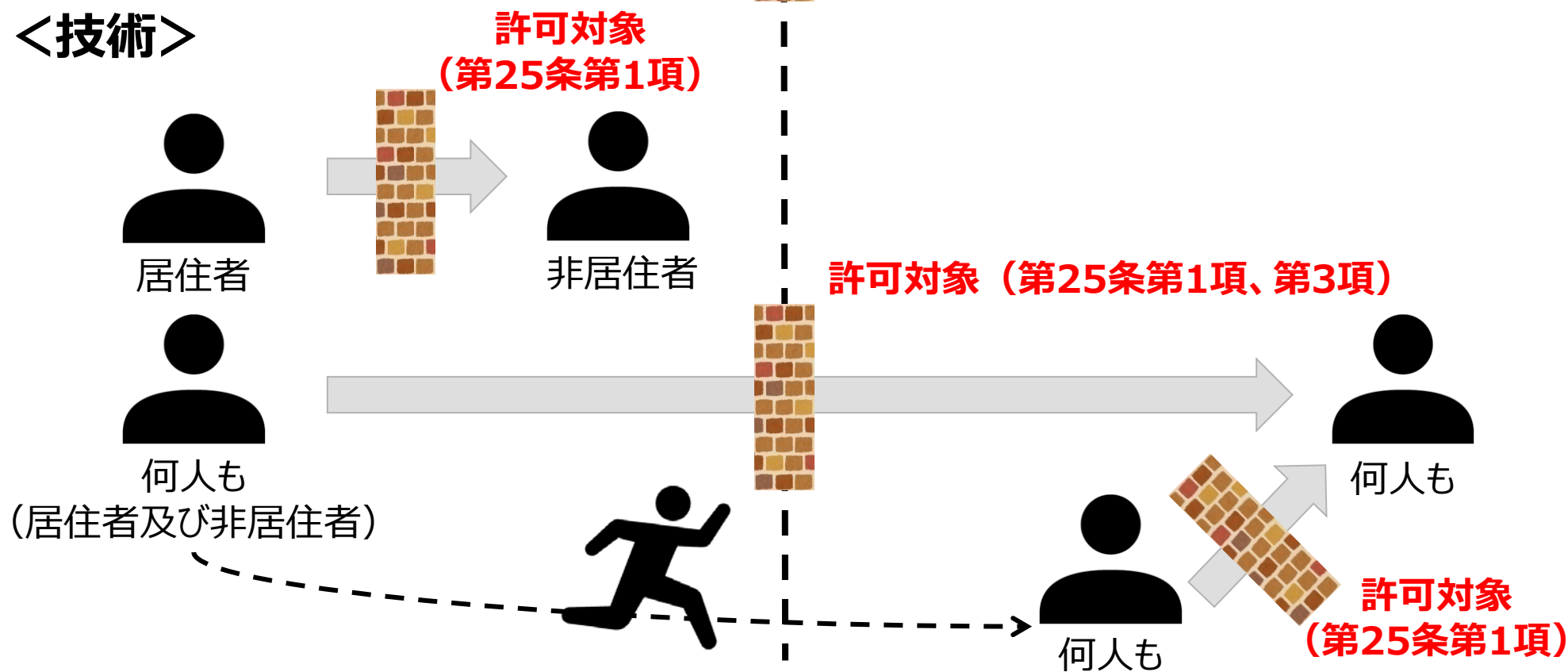


安全保障貿易管理における規制の対象行為

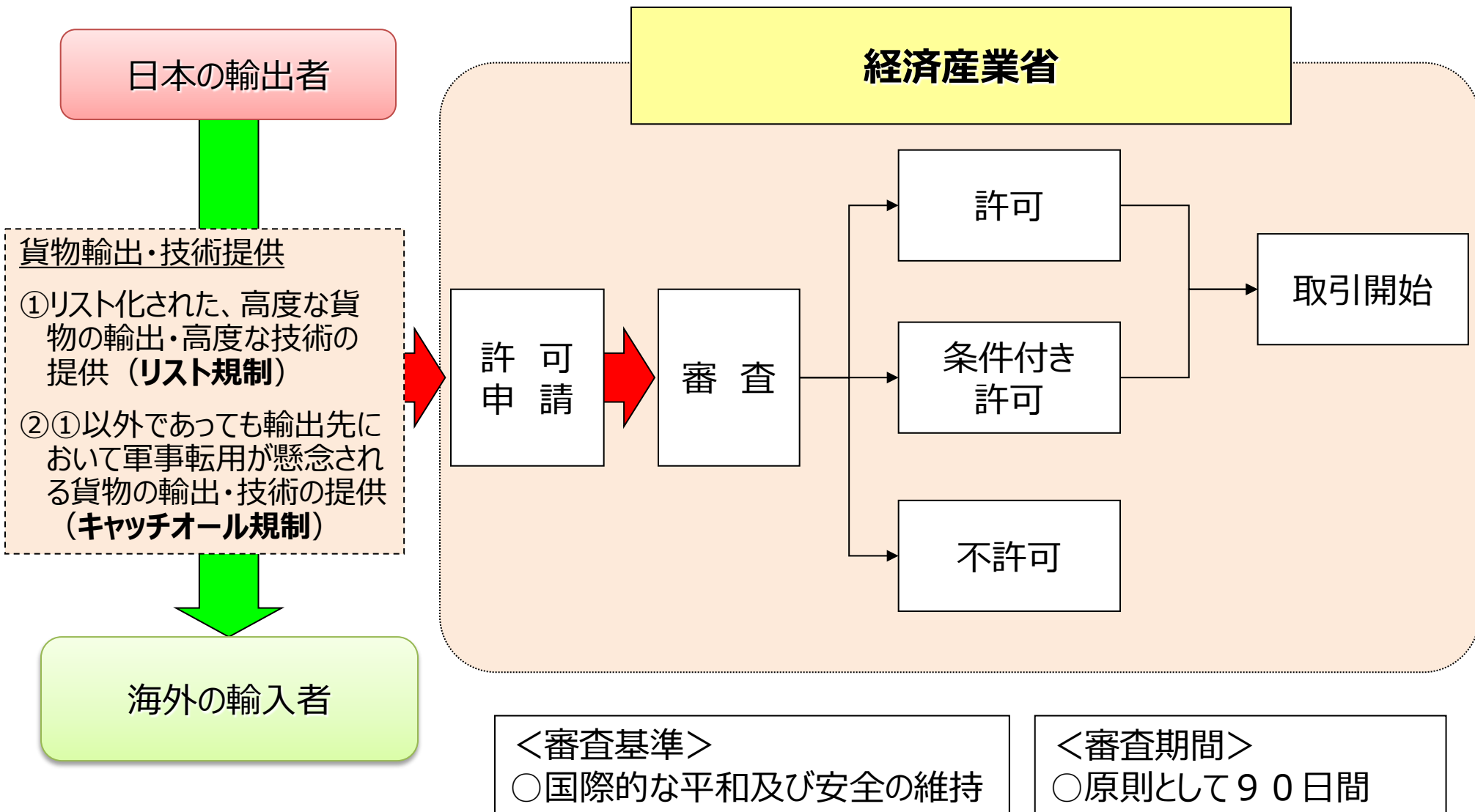
<貨物>



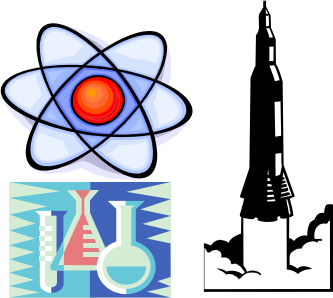
<技術>



貨物輸出・技術提供許可の審査フローチャート



我が国制度と国際レジーム規制品目の関係

項		国際輸出管理レジーム		規制品目	
1	武器	WA（ワッセナー・アレンジメント）			
2	汎用品	大量破壊兵器関連	NSG（原子力供給国会合）	NSGパート1 NSGパート2	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品
3			AG（オーストラリアグループ）	化学兵器の原料となる物質及び製造装置	
3の2				生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置	
4			MTCR（ミサイル関連貨物技術輸出規制）	ミサイル・ロケット及び製造装置	
5	通常兵器関連	通常兵器関連	WA（ワッセナー・アレンジメント）	カテゴリー 1	先端材料
6				カテゴリー 2	材料加工
7				カテゴリー 3	エレクトロニクス
8				カテゴリー 4	コンピュータ
9				カテゴリー 5	通信機器
10				カテゴリー 6	センサー／レーザー
11				カテゴリー 7	航法装置
12				カテゴリー 8	海洋関連装置
13				カテゴリー 9	推進装置
14	その他			軍需品リスト	（1項に該当するものを除く）
15	汎用品			機微な品目	
16		通常兵器関連		通常兵器キャッチオール規制	
		大量破壊兵器関連		大量破壊兵器キャッチオール規制	

リスト規制

〔通常兵器…平成20年11月、大量破壊兵器…平成14年4月〕

キャッチオール規制
8

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・U A V用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導路・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロ스코プ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・U A V用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・U A V用熱電池
(5)	指向性ミサイル兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動ミサイル兵器等	(18)	ベリリウム	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・U A V発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・U A V用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	3 化学兵器		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤	(23)	ロケット・U A V用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(2)	と同等の毒性の物質・原料	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	3の2 生物兵器		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・U A V用IC・探知装置・レーダー
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等	5 先端材料	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	4 ミサイル		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(1の2)	無人航空機(U A V)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	等金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ペローズ弁	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(6)	推進薬・原料	(9)	作動油
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	スクロール型圧縮機等	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(8)	粉粒体用混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	高速度撮影が可能なカメラ等	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリリジン・ポリリジン・ポリリジン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリマレイト他
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他
		(43)	中性子発生装置			(18)	ポリプロピレン・ポリブチレン・成型品等
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲルマニウム他

(参考) リスト規制品目②

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
6 材料加工		(20)	アルミウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	8 電子計算機		(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	8 電子計算機		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等			(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	14 その他	
(7)	ロボット等	9 通信		(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(12)	光反射率測定装置他	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞りスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(13)	重力計製造装置・校正装置	(3)	ディーゼルエンジン等
7 エレクトロニクス		(3)	通信用光ファイバー	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(4)	〈削除〉	11 航法装置		(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(1)	加速度計等	(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(2)	ジャイロスコープ等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信傍受装置等	(3)	慣性航行装置	(8)	電気制動シャッター
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(5)	水中リレー航法装置等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	12 海洋関連		15 機微品目	
(8の2)	サイリスター・デバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(1)	潜水艇	(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(2)	船舶の部分品・附属装置	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(9)	サンプリングオシロスコープ	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(3)	水中回収装置	(3)	核熱源物質
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)～(10)の設計・製造・測定装置他 (9)の設計・製造・測定装置他)	(4)	水中カメラ等	(4)	デジタル伝送通信装置等
(11)	デジタル計測用記録装置	10 センサー等		(5)	水中ロボット	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(6)	密閉動力装置	(5)	水中探知装置等
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(7)	回流水槽	(6)	宇宙用光検出器
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(8)	浮力材	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(15)	原子周波数標準器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(8)	潜水艇
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	(10)	妨害用水中音響装置	(9)	船舶用防音装置
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	13 推進装置		(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

規制対象技術の内容（種類）

リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造過程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

注意

**非該当貨物の製造に用いる場合でも
提供する技術自体が該当であれば、許可が必要。**

<提供の形態>

技術データ → 文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など

技術支援 → 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ① 日本の在外公館に勤務する者
- ② ①③④⑤を除く全ての日本人

外国人の場合

- ⑦ 我が国にある事務所に勤務する者
- ⑧ 我が国に入国後 6 月以上経過している者

法人等の場合

- ⑫ 外国法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ⑬ 我が国の在外公館
- ⑭ ⑬⑮を除く日本法人等

非居住者

日本人の場合

- ③ 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ④ 2 年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ⑤ 出国後外国に 2 年以上滞在している者
- ⑥ 上記③～⑤に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が 6 月未満の者

外国人の場合

- ⑨ 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ⑩ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(外国において任命又は雇用された者に限る)
- ⑪ ⑦～⑩を除く全ての外国人

法人等の場合

- ⑮ 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ⑯ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関
- ⑰ ⑫⑯を除く外国法人等

※上記規定はそれぞれ、赤下線、青下線、下線無しの順に適用し、居住性を判断する。

※上記によらず、アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等は非居住者。

外為法制において安全保障の観点から規制されているその他の取引

- 外国為替及び外国貿易法（外為法）では、貨物輸出・技術提供のほか、対内直接投資等について、安全保障の観点からの規制を行っている。

規制対象行為	規制目的	規制内容	外為法における規制根拠
貨物輸出	① 国際的な平和及び安全の維持	経済産業大臣の許可を要する	第48条第1項
技術提供	①	経済産業大臣の許可を要する	第25条第1項、第3項
対内直接投資	② 国の安全 、③公の秩序の維持、④公衆の安全の保護、⑤我が国経済の円滑な運営	財務大臣及び事業所管大臣への届出を要する	第27条第1項、第3項
対外直接投資	①、③、⑤	財務大臣への届出を要する	第23条第1項、第4項
支払等	⑥国際約束の誠実な履行	主務大臣の許可を要する	第16条第1項
資本取引	⑦ 国際平和のための国際的な努力に寄与 ⑧ 我が国の平和及び安全の維持		第21条第1項 第24条第1項
役務取引	⑥、⑦、⑧、⑨ 核燃料サイクル関連役務取引の管理		第25条第5項、第6項
貨物輸出	⑥、⑦、⑧、⑩国際収支の均衡の維持 ⑪外国貿易及び国民経済の健全な発展	経済産業大臣の承認を要する	第48条第3項
貨物輸入	⑥、⑦、⑧、⑪		第52条

1. 安全保障貿易管理とは

2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

- (1) 安全保障をめぐる環境の変化
- (2) 安全保障において重要性を増す民生技術
- (3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理

3. 我が国における国内の技術取引規制の在り方の検討

4. 違法輸出の防止に向けた検討

5. 輸出者の事務負担軽減策の検討

2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

(1) 安全保障をめぐる環境の変化

安全保障貿易管理を取り巻く国内外の環境変化

- 安全保障貿易管理の前提となる環境が大きく変化している。

国内外の環境変化に対応した制度改革

制度

1987
「国際の平和及び安全」を明確化
特定技術役務取引規制

1991
資本取引の大幅な自由化

2002
大量破壊兵器キャッチ
オール導入

2009
国内取引規制明確化
電磁的取引規制

情報通信技術の革新とその普及

国内

1987
東芝機械事件

1998
インターネット人口
10%突破

2002
同50%突破

2005
同70%突破

2005
在留外国人
200万人突破

国内における“国際化”の急加速

留学生 6万人以上増加

外国人入国者 1,000万人以上増加

グローバル化の進展

海外

1989
米・ソ マルタ宣言
(冷戦終結)

1994→1996
ココムからWAへ

1990
東西ドイツ再統一
湾岸戦争

1996
コソボ紛争

非国家主体の台頭

2001
米国同時多発テロ

2003
イラク戦争

2006
イラン核開発問題
国連制裁

2008
リーマンショック

国際秩序の変動期に突入

2010
アラブの春

2014
ISIL、国家樹立宣言
ロシア、クリミアを併合

発展途上国への大量破壊兵器の拡散

アジア

1998
印・パキスタン
核実験

2006
北朝鮮核実験

2009
北朝鮮核実験

中国を始めとしたアジアの顕著な台頭

2010
中国
GDP世界2位

2012
中国
世界最大の貿易国
対外投資世界3位
2012
軍事支出
アジアが欧州を逆転

2013
北朝鮮核実験
2014
中国、一帯一路構想
2016
北朝鮮
2度の核実験

安全保障をめぐる課題の深刻化

【中東】

- ・平成27年11月、フランス・パリで I S I L による同時多発テロ事件が勃発するとともに、平成28年3月には、ベルギー・ブリュッセルでも連続爆破テロ事件が勃発。
- ・平成28年8月の国連の報告書によると、平成27年8月に I S I L はシリアでマスタードガスを使用した疑い。

【ロシア】

- ・平成26年、ウクライナ情勢の更なる悪化を背景に、ロシアに対する武器等の輸出制限の厳格化等の追加的措置について、閣議了解。現時点で、ロシアに対する経済制裁は解除されていない状況。

北朝鮮船艦に
日本製レーダー

【北朝鮮】

- ・平成28年1月と9月に、それぞれ4度目と5度目となる核実験を実施。
- ・平成28年2月には、「人工衛星」と称する飛翔体を発射。

I S I L 爆弾に
日本製部品

【イラン】

- ・平成28年1月、イラン向けの原子力関連品目及びミサイル関連品目の移転について、輸出禁止措置を解除。
- ・一方で、3月中旬には、ミサイルの発射実験を実施。

【中国】

- ・中国の公表国防費額は過去10年で約4倍増。
- ・南シナ海南部の南沙諸島で急速かつ大規模な埋め立て活動を実施。

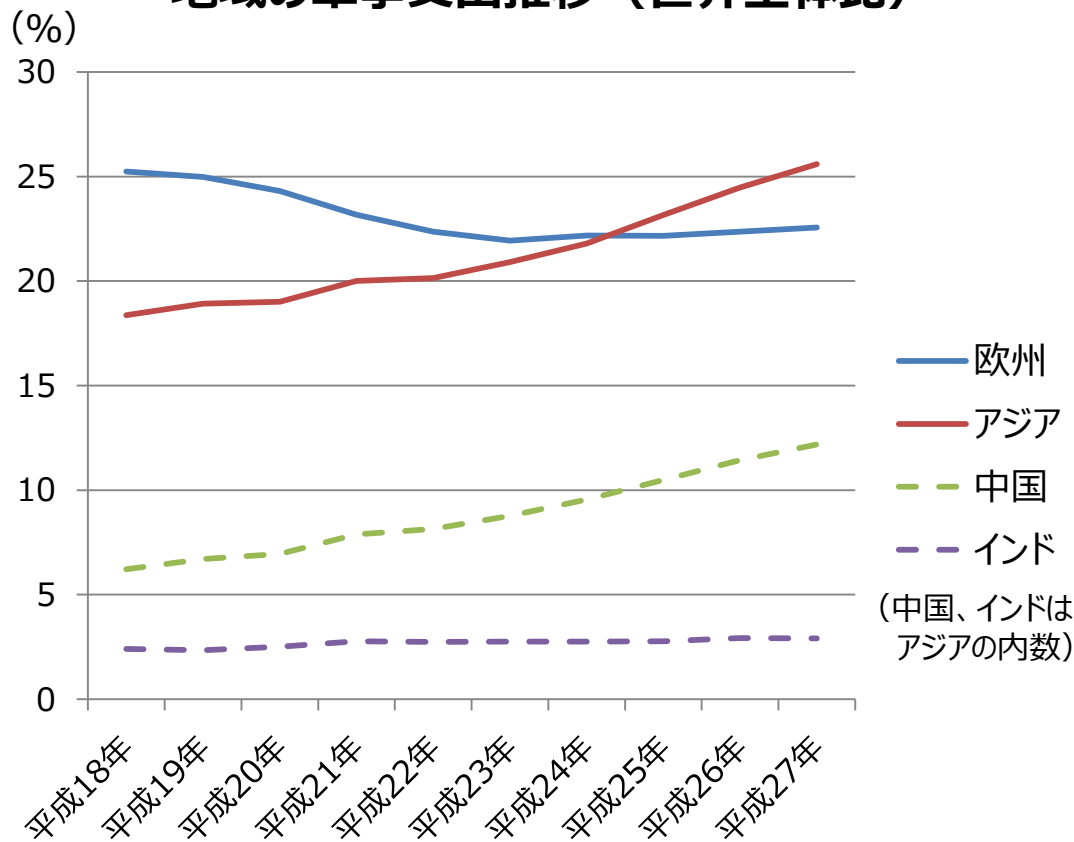


- ✓ テロ活動は全世界で頻発
- ✓ 大量破壊兵器などの使用が現実
- ✓ 特に、生物・化学兵器は比較的安価で製造が容易

東アジアにおける安全保障環境の変化

- 軍事支出は、アジアが欧州地域を上回るようになった。
- 北朝鮮による核爆発実験や中国の急激な国防費の増大など、東アジアの安全保障環境は大きく変化してきている。

地域の軍事支出推移（世界全体比）



(出典) SIPRI「Military Expenditure Database」

【近年の北朝鮮の動向】

- 平成28年1月、「水素爆弾実験を実施した」と発表（4度目の核実験で、実際は水爆ではない可能性）。
- 平成28年2月、「人工衛星」と称する飛翔体を発射。同飛翔体は沖縄県上空を通過し、その一部が周回軌道に乗った。その後も、10月まで毎月、日本海に向けて弾道ミサイルを発射。
- 平成28年4月、潜水艦からの弾道ミサイル水中発射実験を実施。同ミサイルは約30キロ飛行。
- 平成28年9月、5度目となる核実験を実施。韓国軍は過去最大規模の爆発と推定。

【近年の中国の動向】

- 平成28年6月、中国海軍の情報収集艦が鹿児島県沖の領海に侵入。
- 平成28年9月、中国軍の戦闘機や給油機を含む40機超の軍用機が宮古海峡を通過。

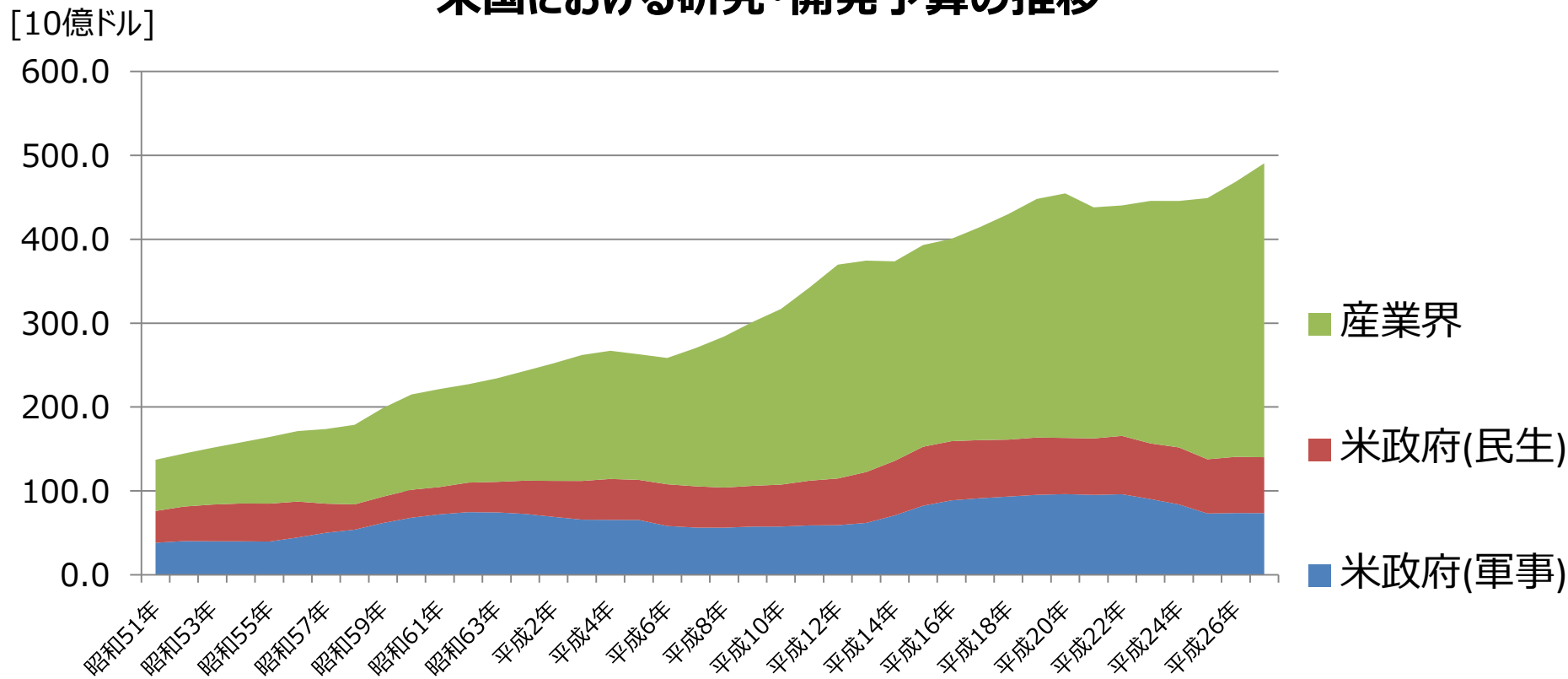
2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

(2) 安全保障において重要性を増す民生技術

技術革新をめぐる環境の変化

- 米国においては、政府予算における軍事・民生向け研究・開発予算がそれぞれほぼ横ばいで推移する一方、産業界による研究・開発予算が増加。
- 軍事技術が技術革新を主導してきたが、資源配分の面からも、民生技術が技術革新を主導する環境となってきた。

米国における研究・開発予算の推移



軍事分野における民生技術の活用（1）

- 民生技術が技術革新を主導するようになり、機微性の高い民生技術（機微技術）が影響を及ぼす軍事分野の範囲が拡大。
- 現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発において、機微技術が頻繁に活用されるようになっている。

- 炭素繊維：炭素を主要素とする、軽量で強度の高い繊維素材
民生用途 → ゴルフ用シャフト、釣り竿、テニスラケット
防衛関連用途 → 戦闘機の主翼素材



- アクティブサスペンション：電子制御によってサスペンションの特性を変化させ、振動を減じる機構
民生用途 → F1カー
防衛関連用途 → 装甲戦闘車



- 窒化ガリウム（GaN）：高効率の電力制御・変換を可能とする半導体
民生用途 → 人工衛星の電波送信用増幅器
防衛関連用途 → 護衛艦搭載のレーダー



軍事分野における民生技術の活用（２）

- 先端的情報通信技術などの機微技術は、各国における軍事戦略や戦力バランスにも影響を与えるものとなっている。
-
- 平成26年に米国防省から公表された「4年ごとの国防計画の見直し 2 0 1 4」において、最新技術の普及が戦争方式を変えると言及。
「（サイバー技術・宇宙技術の）他の高度な技術の普及は新たな課題をもたらしている。対ステルス技術は、いかに、高度に進んだ武器システム（以前は著しい研究・開発能力と大きな予算を持つ者のみが利用できた）が普及することで戦闘方式を変えうるかの一例に過ぎない。」
 - 平成28年に中国・全人代で採択された第十三次五ヶ年計画において、以下の記載が盛り込まれた。
「発展と安全の堅持を考慮し、富国と強軍を統合し、軍民融合発展戦略を実施し、全ての要素、多分野において、効率的で高いレベルにおいて融合発展の枠組みを形成し、国防及び軍隊の現代化を全面的に推進するものとする。」

軍事分野における民生技術の活用（3）

- ハイテク装備の導入などが技術的・経済的に困難な国や非国家主体でも、機微技術を活用することで、大量破壊兵器・防衛装備品を容易に製造することが可能となっている。

事例 1

- 国連安全保障理事会の北朝鮮制裁専門家パネルはその活動報告書の中で、**北朝鮮の無人航空機に北朝鮮国外で製造された部品が使用されていることを報告した。**
- 韓国にある北朝鮮国境付近の島、白ニョン島に墜落した無人航空機を調べたところ、**中国企業が販売している無人航空機と技術的に非常に類似していることが判明。**
- 同墜落機体中には、**日本製の電波受信装置が使用されていた。**
- 韓国にある国境付近の都市、坡州市と海沿いの町、三陟市に墜落した無人航空機を調べたところ、上記とは別の中国企業が販売している無人航空機と技術的に非常に類似していることが判明。
- 同墜落機体中には、**日本製のエンジン、カメラ、サーボモーター等が使用されていた。**

事例 2

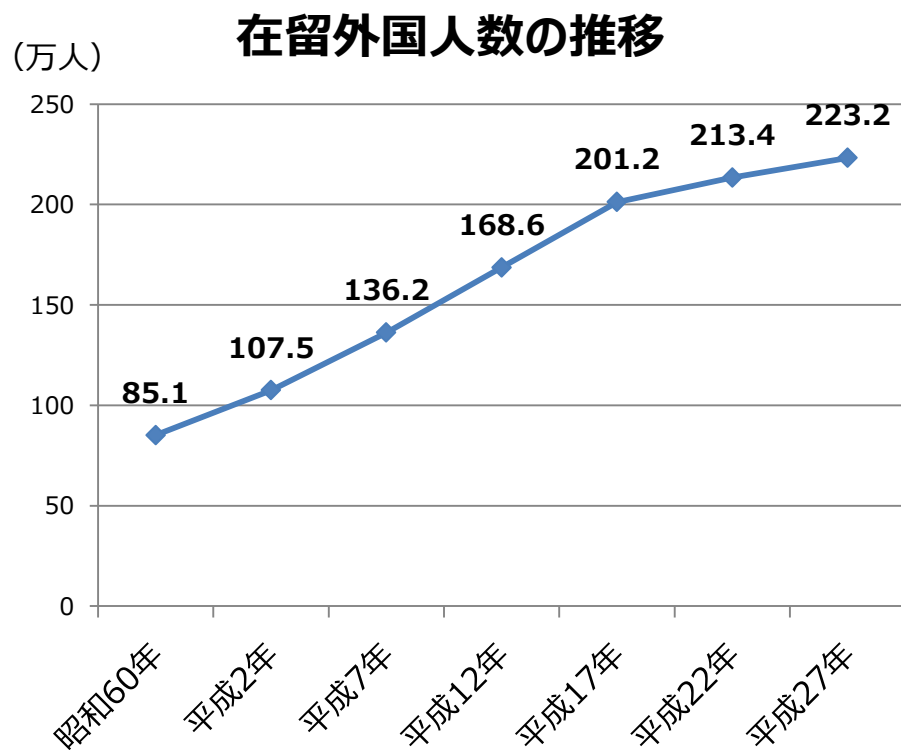
- 平成28年8月に報告された国連の報告書によると、平成27年8月に**ISILはシリアのアレッポでマスタードガスを使用した疑いあり。**
- 米国国防省の報道発表によると、**米国はイラク北部モスルにあるISILの化学兵器生産拠点の情報を入手し、平成28年9月、これを空爆により破壊した。**同生産拠点は、**元々製薬工場であったものをISILが化学兵器生産に転用したもので、塩素またはマスタードガスを製造していた可能性があったとしている。**

2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

(3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理

我が国の在留外国人数の推移

- 平成27年の在留外国人数は、昭和60年（30年前）に比べて2.5倍以上に増加。

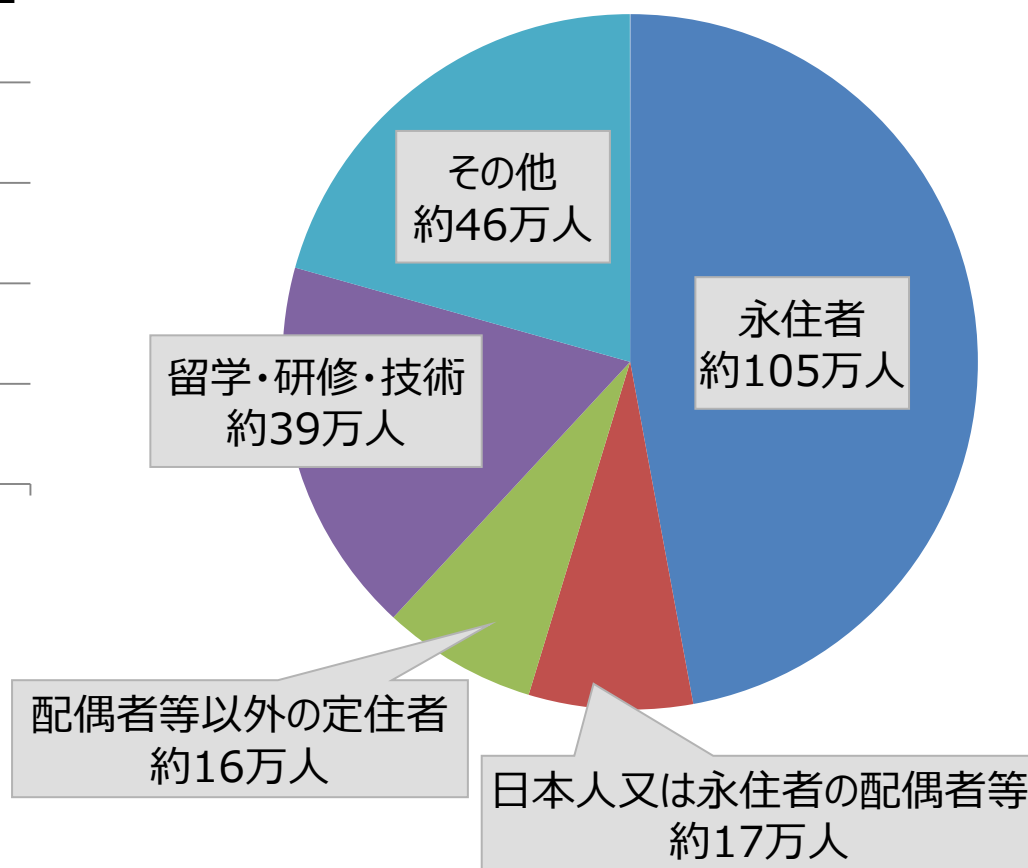


(出典) 法務省「在留外国人統計」、法務省「登録外国人統計」

(注1) 永住者：「出入国管理及び難民認定法」により法務大臣が永住を認める者と、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」第3条に該当する者（特別永住者）の合計

(注2) 配偶者等以外の定住者：日本人の親族、日系人の子等

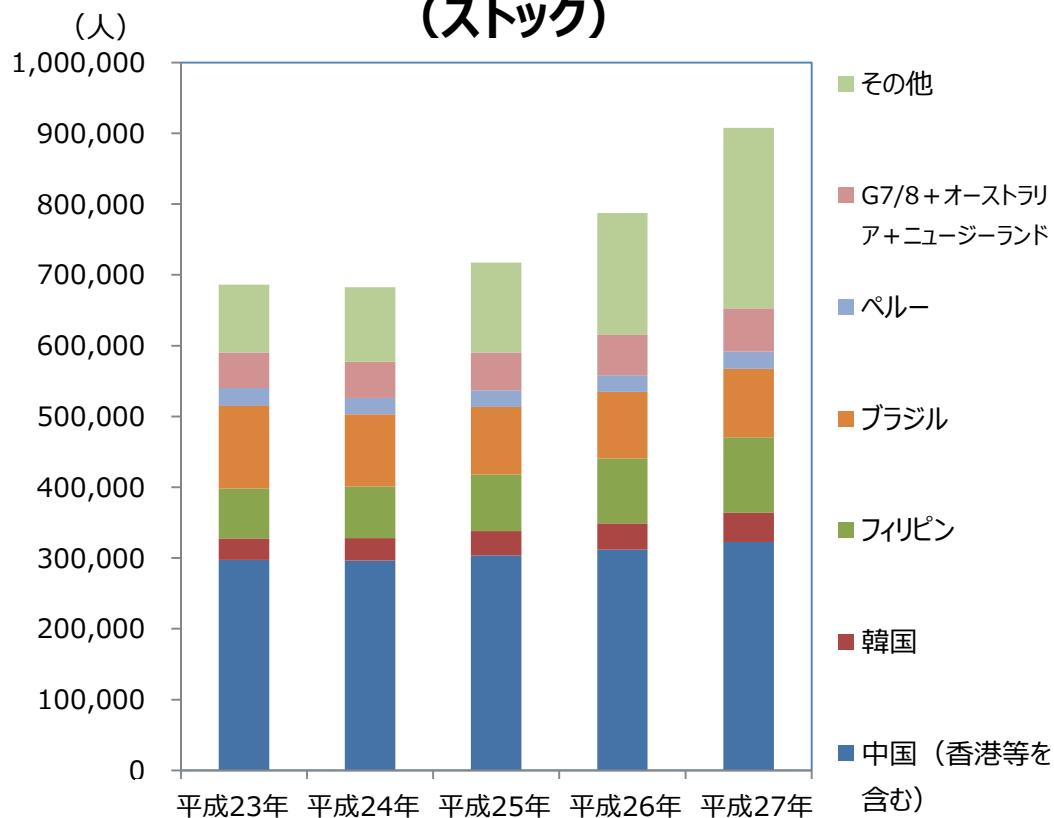
**在留資格別外国人登録者数
(平成27年12月時点)**



我が国の外国人労働者数及び外国人入国者数の推移

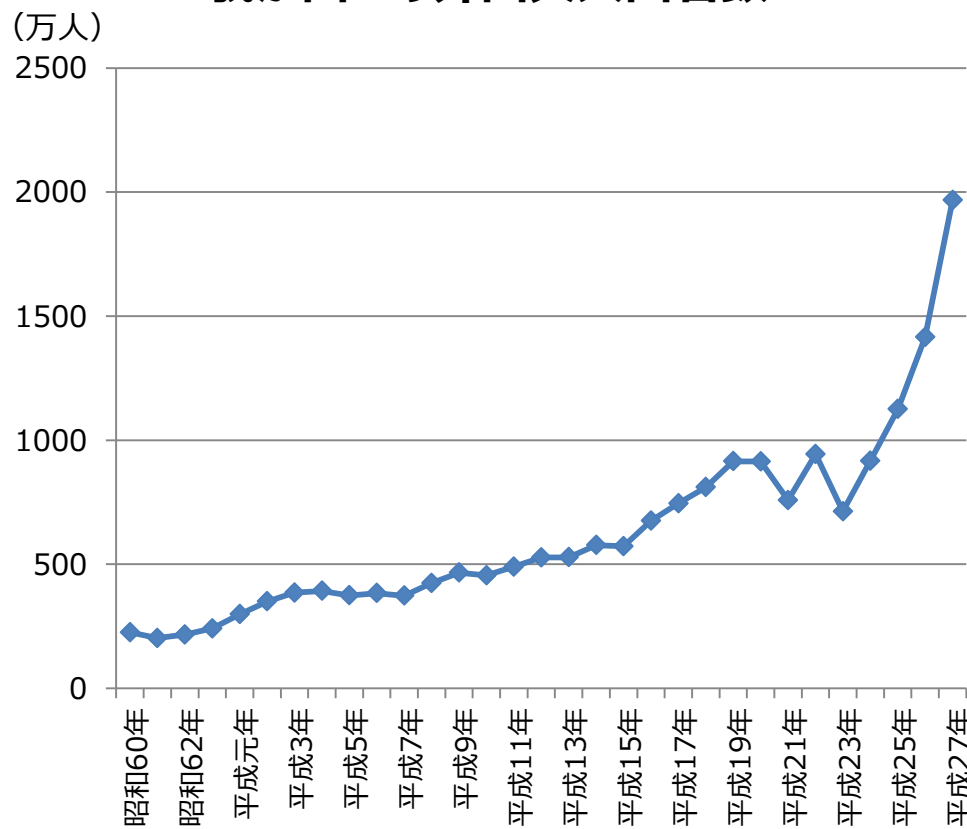
- 我が国における外国人労働者数は約91万人。3年連続で過去最高を更新。国籍では、中国が全体の35.5%を占める（約32万人）。
- 平成27年の我が国への外国人入国者数は、昭和60年（30年前）の約8.7倍。特に近年急増中。

我が国における外国人労働力人口の推移 (ストック)



(出典) 厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況 (それぞれ10月末現在)

我が国への外国人入国者数

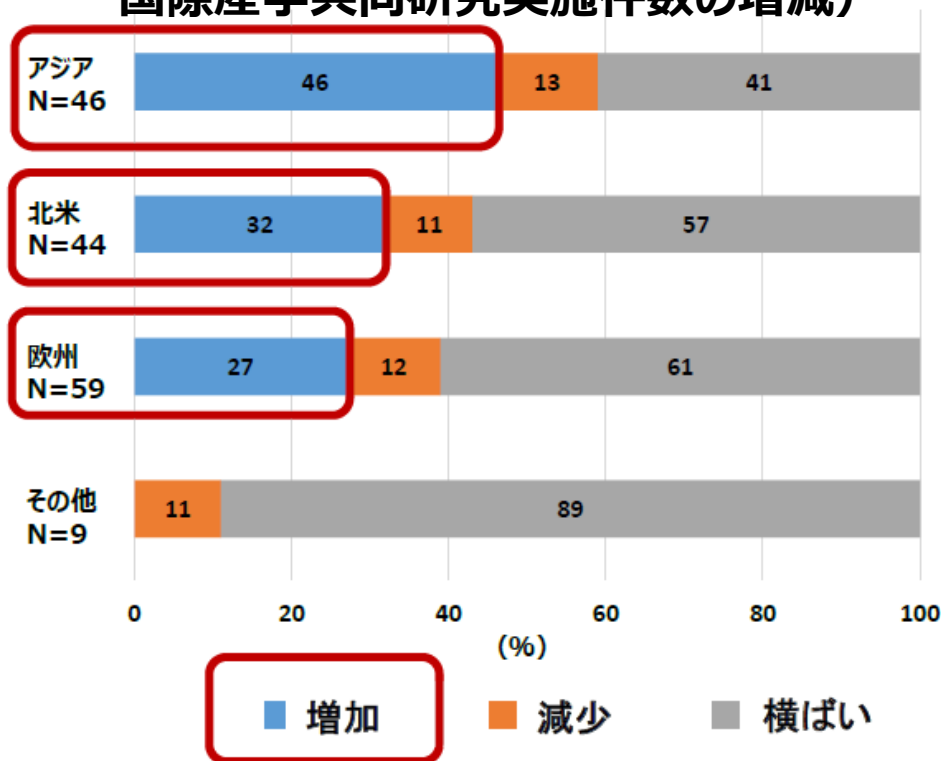


(出典) 法務省「出入国管理統計」

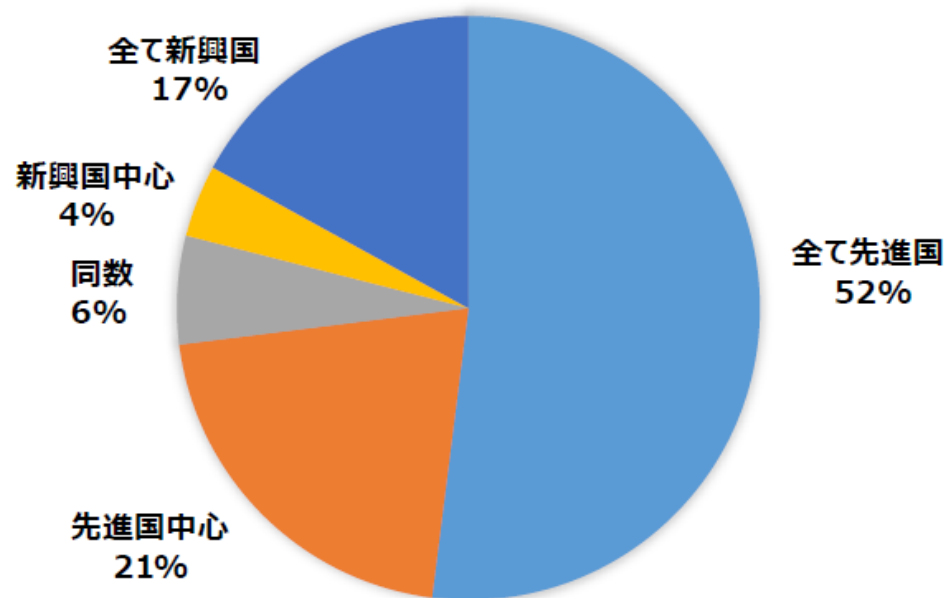
日本企業による国際共同研究の動向

- 日本企業によるアジアの大学との国際共同研究実施件数は増加傾向。
- 国際産学共同研究を実施する企業の大部分は、主に先進国の大学を相手としているが、新興国・地域の大学のみを相手として共同研究を行っている企業も2割近く存在。

日本企業に対するアンケート調査
(2009年～2013年におけるエリア別、
国際産学共同研究実施件数の増減)



先進国・新興国（地域）大学との共同研究
件数比率ごとに見た企業の割合

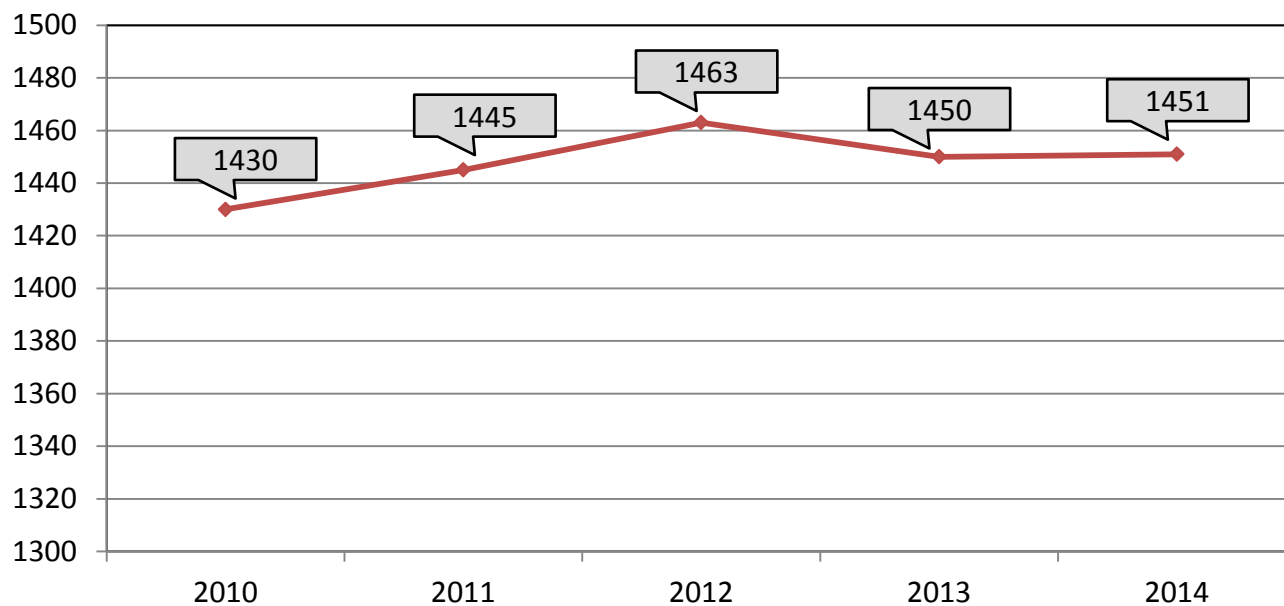


企業等における輸出管理内部規程

- 多数の企業等が、安全保障貿易管理に関する内部規程を策定済み。

- ✓ 輸出や技術提供について一連の手続や体制を規定し、違反を未然に防ぐための内部規程。
- ✓ 経済産業省への届出制度（任意）あり。輸出管理内部規程（CP）の内容が適切な場合、経済産業省は「CP受理票」を発行。
- ✓ CPを届け出る最大のメリットは、包括許可(※)の取得が可能になること。 ※ホワイト包括除く

CP届出済の輸出者（企業等）数の推移（C Y）



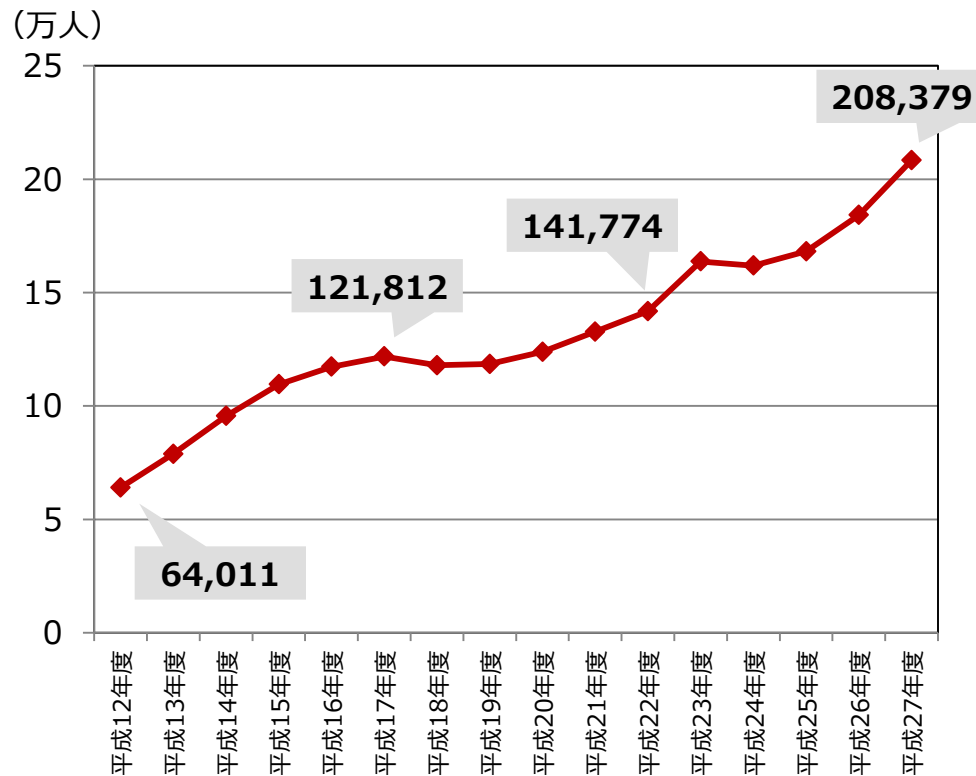
CP : Compliance Program の略。

（出典）経済産業省

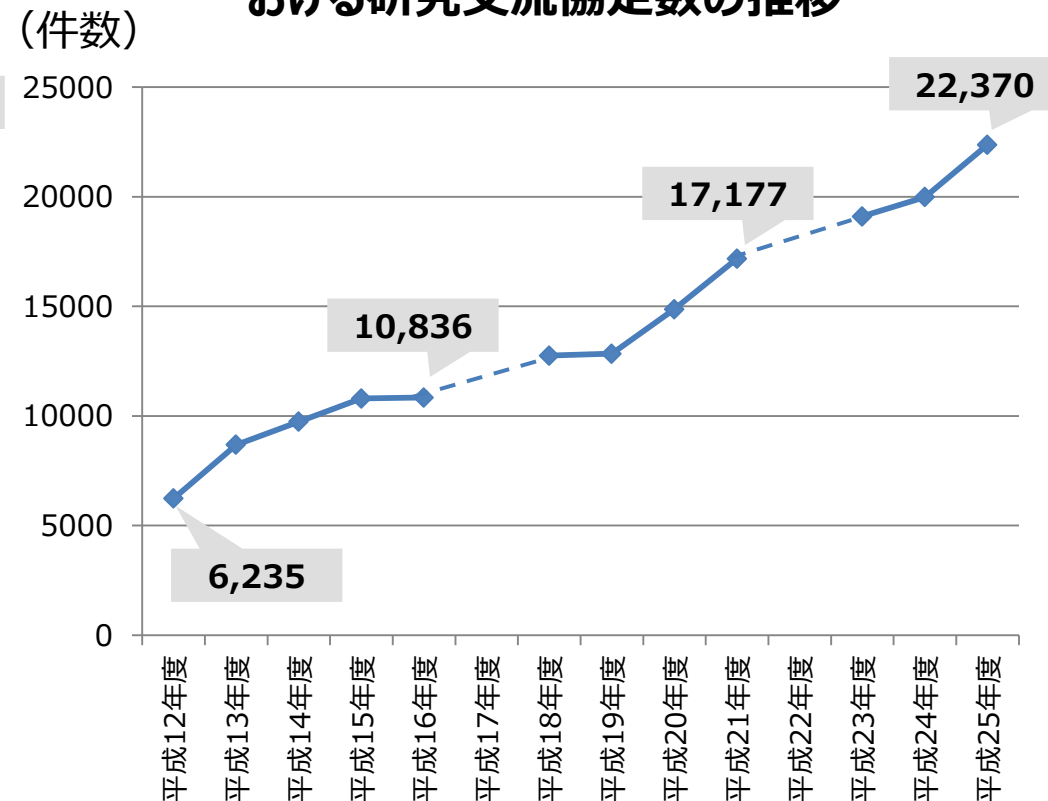
留学生・国際共同研究の増大

- 我が国における外国人留学生数は急激に増加、大学間の国際共同研究のための環境整備も進んでおり、今後、留学生・研究者の相互受入や研究に伴う相互訪問が更に増加する可能性大。

外国人留学生数の推移



我が国の大学と海外の大学間における研究交流協定数の推移



(出典)

日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査等について」

文部科学省「海外の大学との大学間交流協定、海外における拠点に関する調査結果」等（注：平成22年度、平成17年度の調査は、実施せず）

出身国・地域別留学生数、各課程における留学生数

- アジア地域からの留学生が全体の9割超。
- 国立大を中心に、大学院に在籍する割合が高い。

出身国・地域別留学生数

	国・地域名	留学生数	割合
1	中国	94,111人	45.2%
2	ベトナム	38,882人	18.7%
3	ネパール	16,250人	7.8%
4	韓国	15,279人	7.3%
5	台湾	7,314人	3.5%
6	インドネシア	3,600人	1.7%
7	タイ	3,526人	1.7%
8	ミャンマー	2,755人	1.3%
9	マレーシア	2,594人	1.2%
10	アメリカ合衆国	2,423人	1.2%

在籍段階別・国公立別留学生数

	大学院 (博士・修士等)		大学 (学部)		その他 (短大・高専等)		計
	留学生数 (人)	割合	留学生数 (人)	割合	留学生数 (人)	割合	留学生数 (人)
国立	25,532	69.0%	11,024	29.8%	460	1.2%	37,016
公立	1,812	50.8%	1,737	48.7%	19	0.5%	3,568
私立	14,052	12.6%	54,711	49.1%	42,715	38.3%	111,478
計	41,396	27.2%	67,472	44.4%	43,194	28.4%	152,062

(出典)
日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査等について」

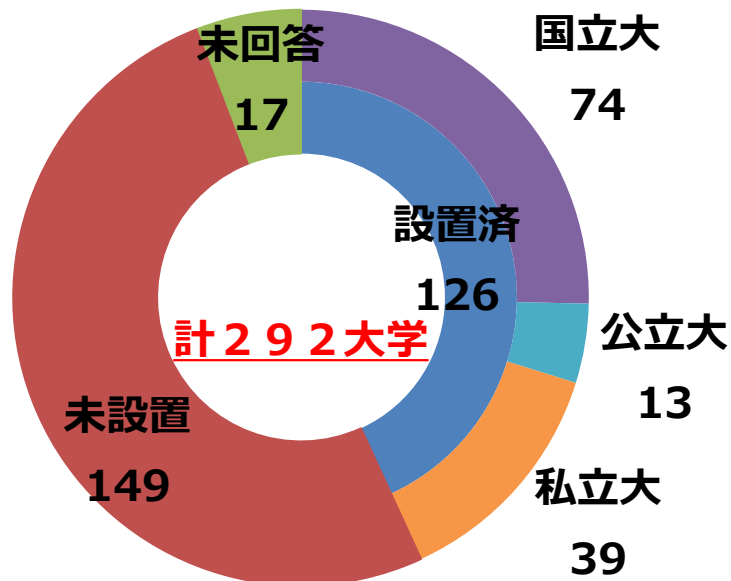
(出典)
日本学生支援機構「平成27年度外国人留学生在籍状況調査等について」
参考資料：高等教育機関における留学生受入れ状況

大学における安全保障貿易管理の取組

- 大学では、海外の大学と研究交流・留学生が増加する一方、輸出管理の取組には課題が存在。
- 更なる国際化を推進していくために、輸出管理の取組強化が求められる。
- 政府としても、大学向けの説明会や体制構築のためのガイダンス等の各種施策により支援を実施するほか、自主管理体制が整備されている大学への特例措置等を検討。

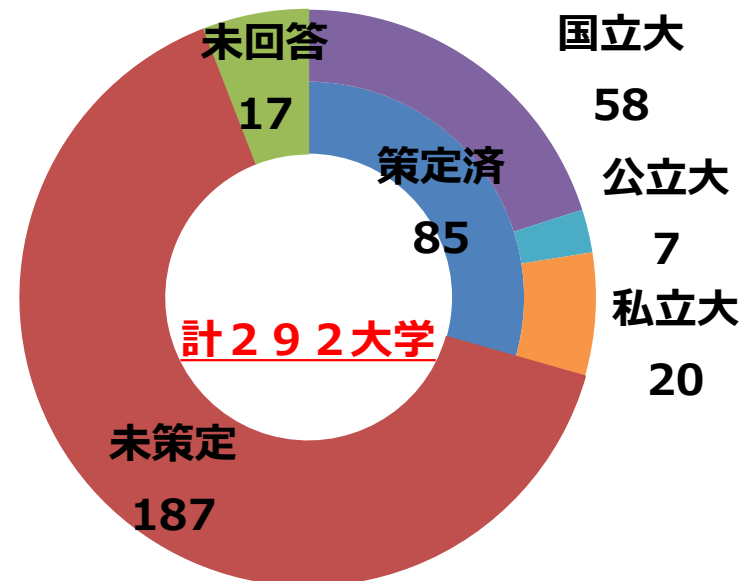
「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学」（合計292大学）における

①輸出管理担当部署の設置状況



	設置率
国立大	86%
公立・私立大学	25%

②輸出管理内部規定の策定状況



	策定率
国立大	67%
公立・私立大学	13%

海外における高度技術流出の懸念事例（１）

- 一部の新興国等は、様々なルートを通じ、高度な技術を獲得する動きを強めている。
- こうした高度技術の流出（Intangible Technology Transfer : ITT）は、関係国間でも大きな問題となっている。

米国の事例 1

- イリノイ州のエンジニアリング会社Trexim Corporationの社長であるBilal Ahmedは、**炭素繊維等を無許可でパキスタン宇宙高層大気研究委員会に輸出。**
- パキスタン宇宙高層大気研究委員会は、米国において**凍結対象エンティティに指定**されていた（外国ユーザーリスト掲載）。なお、**パキスタン国内の大学と一部の施設を共同利用**しており、**歴代の同委員会議長も大学や軍出身者**が占める。
- Ahmedは、この罪で**懲役2年**の判決を受けた。

米国の事例 2

- フロリダ在住の中国人女性、Amin Yuは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の**ハルビン工業大学に勤務する教授等の指示**により、平成14年から平成26年にかけて、**海洋潜水艇用のシステム及び構成部材を中国に輸出。**
- 輸出の目的のひとつとして、ハルビン工業大学の教授が、海洋潜水艇—無人水中艇、遠隔操作式艇、自律水中艇の開発に使用するためであったことが判明。
- 以上の理由により、Amin Yuは、**米国に対する詐欺行為及び米国に対する犯罪を企て、違法な輸出情報活動を行ったとして起訴**された。また、Amin Yuは、**起訴の内容を認めている。**

海外における高度技術流出の懸念事例（2）

米国の事例 3

- Atmospheric Glow Technologies（AGT）社は米空軍研究所と、**無人航空機用プラズマアクチュエータの研究契約**を結んでいた。
- テネシー大学J. Reece Roth教授の元教え子（Daniel Max Sharman）がAGT社にいたこともあり、上記研究について同教授とAGT社は共同研究の契約を結んだ。
- Roth教授とSharman氏は、大学院生助手に研究を手伝わせることで意見が一致。**同教授の下で研究活動を行っていたイラン人学生などに米国政府の許可を得ないまま、この研究に関する報告書へのアクセスを認めた。**
- これにより、Roth教授とSharman氏は**武器輸出管理法違反の罪**に問われ、それぞれ懲役4年、懲役14か月（1年強）の判決を受けた。

米国の事例 4

- ニュージャージー州在住の中国人で、防衛企業・L-3 Communicationsの元従業員・劉思星氏は、**米国の軍事（ミサイルの誘導システム等）に関する大量の機密データ**を保持し、当該機密データを**中国の大学及び中国政府のシンポジウム等で開示。**
- 具体的には、中国の重慶および上海で開催された会議にパソコンを持ち込み、自身が米国で従事している職務上の技術のほかに、米国の法律で輸出が禁じられている国防に関する技術まで紹介。
- これにより、劉思星氏は**武器輸出規制法違反及び商業秘密の窃取等の罪**を問われ、懲役70か月（6年弱）の判決を受けた。

1. 安全保障貿易管理とは

2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化

- (1) 安全保障をめぐる環境の変化
- (2) 安全保障において重要性を増す民生技術
- (3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理

3. 我が国における国内の技術取引規制の在り方の検討

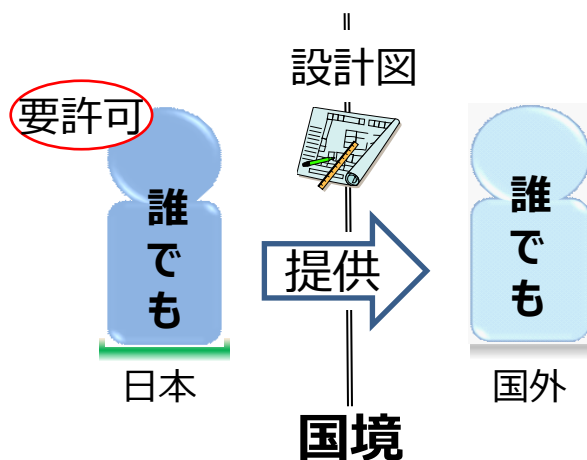
4. 違法輸出の防止に向けた検討

5. 輸出者の事務負担軽減策の検討

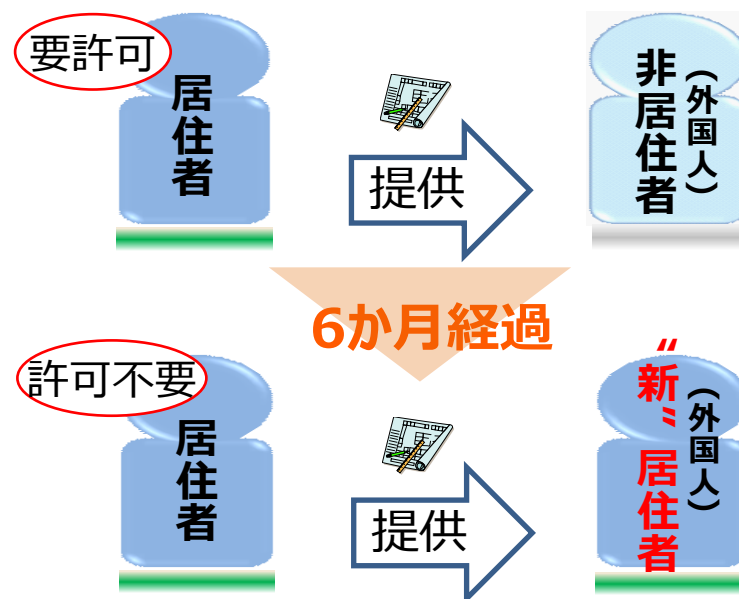
我が国における国内の技術取引規制（１）

- 日本における外為法の技術取引規制は以下の２形態。そのうち、②については国内の技術取引を規制。

① 国内から国外への技術提供



② 居住者から非居住者への技術提供



我が国における国内の技術取引規制（２）

- 下記のように、在留期間が「６か月」を超えた外国人を通じた技術情報の流出が懸念される。

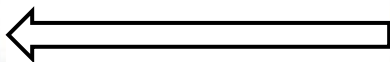
【技術情報の流出懸念例①（企業）】

日本の企業



企業 A

商談会用に
通訳ボランティア



理工系の専門知識
を有する外国人 B

通常の通訳作業には不要と思われるほど詳細な製品・技術情報に係る資料を要求。

【技術情報の流出懸念例②（大学）】

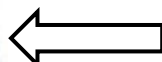
日本の大学



教授 C

民生分野レーダー
研究の権威

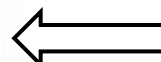
博士課程
に進学



留学生 B

国防関係大学で軍事分野を
含むレーダー技術を学び、卒業

留学費を
国費補助



外国政府



帰国後、同レーダー技術の研究を実施。
技術流出の可能性あり。

事業活動等を通じた技術窃取に対する危機感（米国の例）

- 米国では、事業提携、共同研究・開発などの事業活動等を通じた技術窃取への危機感が高まっており、官民協働による防護の取組が進んでいる。

平成28年10月26日

Bloomberg主催イベント「サプライチェーンリスク管理：機微技術の防御」での講演における 米国政府関係者の発言

(Dan Payne: Director, Defense Security Service)

- 経済がグローバル化したことで、外国の諜報機関は、事業活動等を技術情報窃取に使っている。
- 平成27年には、製品・技術への疑わしきアクセスの報告が47,000件寄せられ（平成21年は5,000件）、うち7,500件が実際の諜報活動に繋がっていた。
- 外国が米国の防衛製品・技術にアクセスする一つの方法に、防衛調達企業を買収することも含まれる。
- しかし、事業活動は広範にわたるため、米国政府だけで100%守り切ることは困難。

(注：米国国防省は防衛調達契約を結ぶ企業から、サイバー侵入被害の報告を命じているが、その他の安全保障上の脅威についても自発的な報告を求めている。)

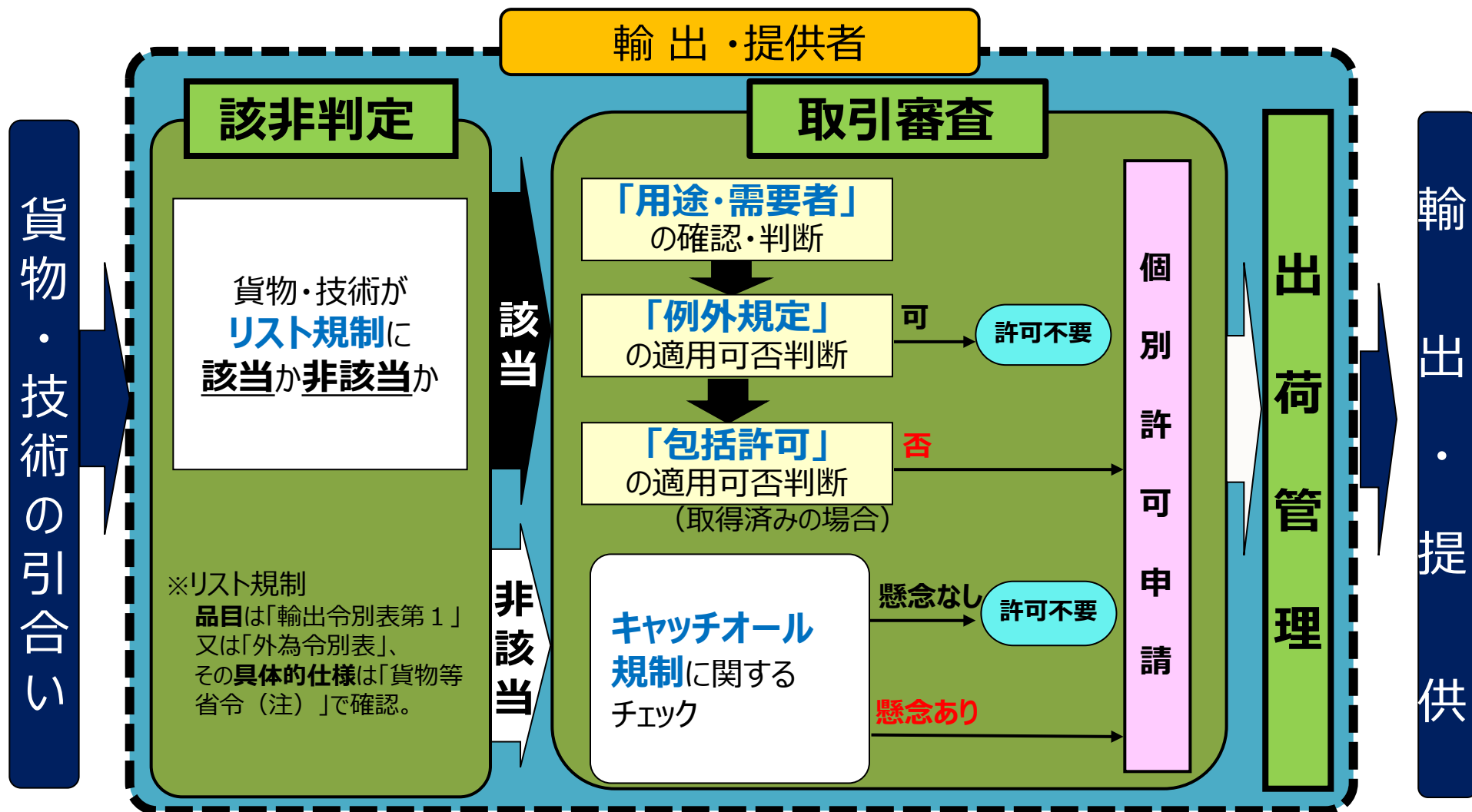
(Carrie Wibben: Director, Counterintelligence & Security Directorate, Office of the Director for Defense Intelligence (Intelligence & Security), Office of the Under Secretary of Defense for Intelligen)

- セキュリティの強化が金銭的に負担となる場合に、防衛調達契約を結ぶ企業が必ずしも乗り気でないのも事実。

(注：平成28年8月に制定された規則では、防衛調達契約を結ぶ企業がセキュリティ強化の手段を適切に講じるならば、支援することとしている。)

(参考) 企業等の輸出管理体制、社内審査例

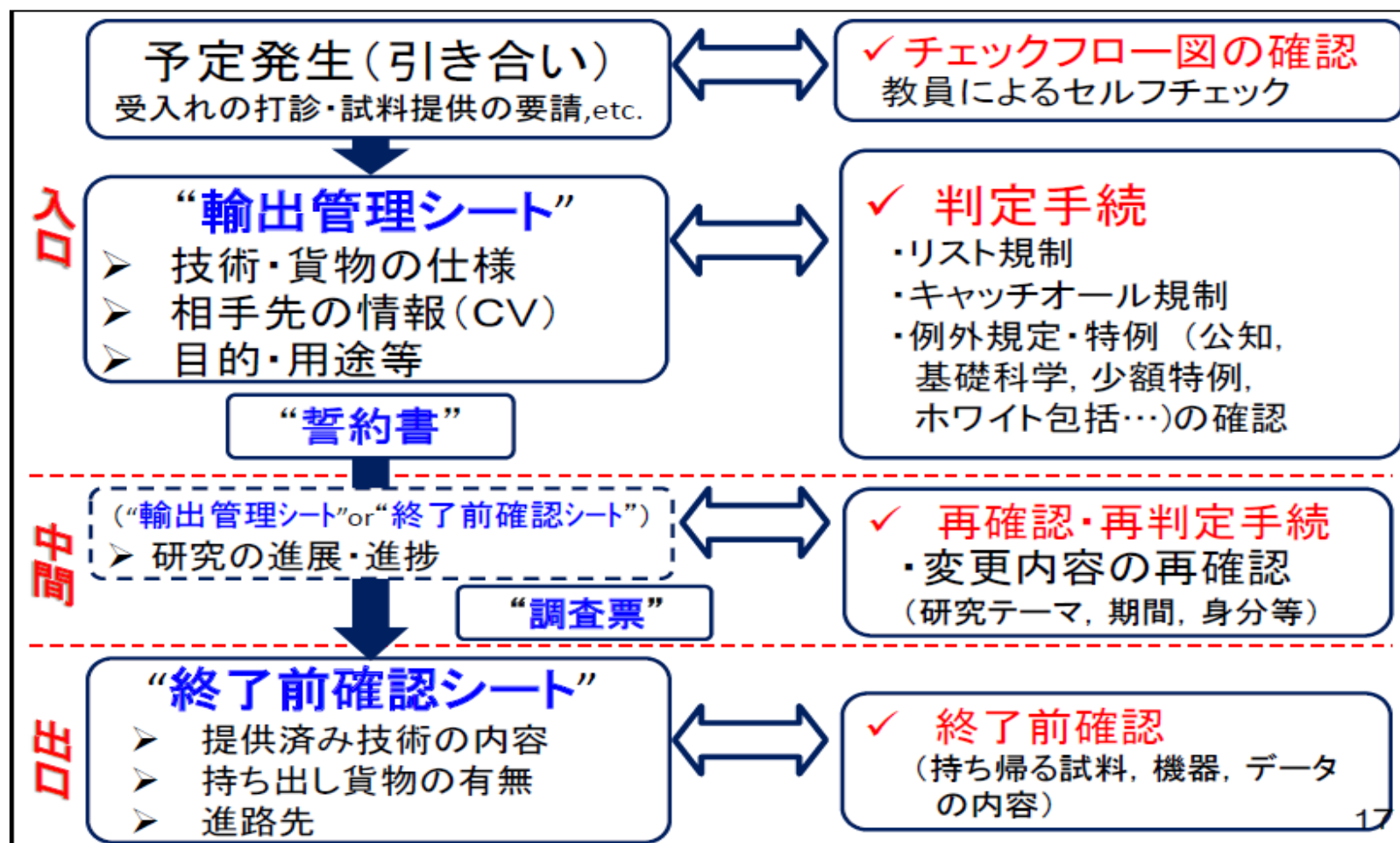
- 企業等における貨物・技術の引合いから輸出・提供までの一般的なフローは以下のとおり。



(注) 貨物等省令： リスト規制貨物・技術の詳細な仕様（スペック）を規定している法令
（＝輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令）

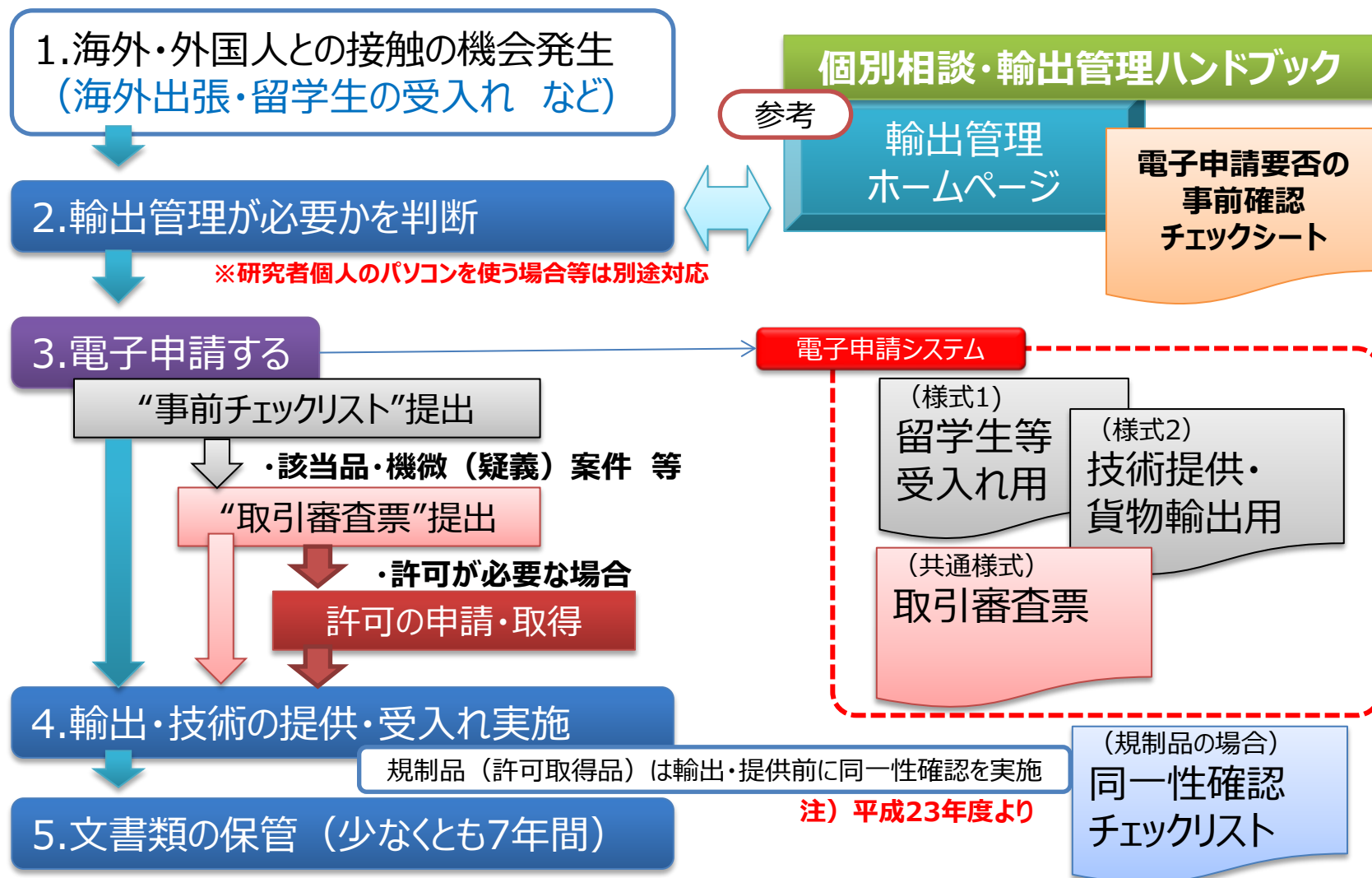
(参考) 主要大学の輸出管理体制、学内審査例 (東北大学の例)

- 教員個人任せではなく、組織的に確認を行う体制を構築。各教員に対し、チェックフローに沿って輸出管理シートの作成・提出を求め、安全保障輸出管理室(本部)に提出。



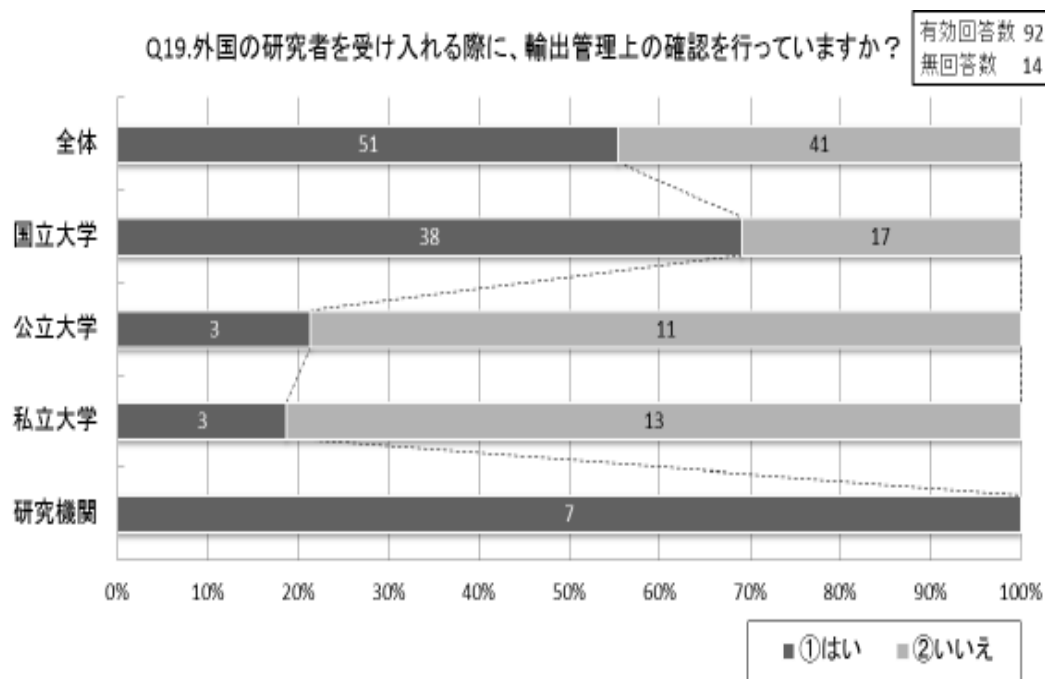
(参考) 主要大学の輸出管理体制、学内審査例（名古屋大学の例）

- 教員の負担軽減のため、濃淡管理（非該当であって取引内容に疑義がない場合は取引審査票省略等）と電子申請システムを活用。



(参考) 研究機関等における外国人受け入れの際の確認状況

- 大学・研究機関を対象にした調査によると、研究機関では、大学と比較して、外国の研究者を受け入れる際に、輸出管理上の確認をしている割合が高い。
- また、研究機関の中には、外国人の受入れや施設への訪問にあたっての取扱いを定め、管理を徹底している例もある。



(出典) 大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書
(2012年7月 国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP) 法務調査研究部門)

(参考) 研究機関における事例

目的

- 外国人受入に関する規程を設け、外国人（外国籍者）の採用、委嘱及び受入れ又は日本国内の当該法人施設への訪問にあたっての取扱いを示す。

内容

- 外国人受入責任者を定める。
- 組織内での受入審査手続を定める。
- 受入責任者は、輸出管理や守秘義務、セキュリティ規程の遵守を徹底させる。

我が国における国内の技術取引規制（3）

- 高度技術の流出（Intangible Technology Transfer：ITT）が国際的にも大きな問題となっており、**みなし輸出（Deemed Export）の扱い**が大いに議論される中、今般、以下の論点について検討。

国内の技術取引規制の対象となる者の範囲は妥当か。

- 我が国では、近年、外国人の在留期間が長期化している。
 ※ビザの変遷 【研究】平成2～3年時点：最大1年→平成11～23年時点：最大3年→平成24年～：最大5年
 【留学】平成2～3年時点：最大1年→平成11～20年時点：最大2年→平成26年～：最大4年3か月
- 諸外国では、国内における一定の外国人等に対する技術取引規制について、国籍や永住権者が否か等で管理している。
 ⇒在留期間の長期化や諸外国の例等を踏まえ、日本でも、在留期間の規制要件を一定の年数とすべきか。
 ⇒また、在留期間の算定方法としては、直近の入国日（一時帰国による再入国日は除く）を起算点とすべきか。
 ※在留資格年数の最長期間：5年
 ※※永住許可申請の前提となる要件：10年以上本邦に在留

【参考】諸外国における国内の技術取引規制

国	根拠法令	国内の技術取引規制の対象
米国	輸出管理法	・外国人が規制対象（永住権者は除く） ・リスト規制＋キャッチオール規制
ドイツ	対外経済法	・外国人が規制対象（ただし、EU市民の永住権者は除く） ・キャッチオール規制 ※ドイツ滞在法の規定により、ドイツに5年滞在した外国人は「無期限滞在許可」を申請可能
イギリス	輸出管理法	・本邦人及び外国人が規制対象（技術にアクセスできる者の適正評価） ・キャッチオール規制

※オーストラリアでは、税関法による有形技術規制、大量破壊兵器法による有形・無形を問わない用途規制に加え、平成28年4月より、リスト規制技術を対象とする無形技術規制を開始。

1. 安全保障貿易管理とは
2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化
 - (1) 安全保障をめぐる環境の変化
 - (2) 安全保障において重要性を増す民生技術
 - (3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理
3. 我が国における国内の技術取引規制の在り方の検討
4. 違法輸出の防止に向けた検討
5. 輸出者の事務負担軽減策の検討

違反に対する罰則

- 規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

刑事罰

最大 { 10 年以下の懲役
1000 万円以下の罰金

ただし、当該違反行為の目的物の価格の 5 倍が1000万円を超える場合、当該価格の 5 倍以下の罰金。

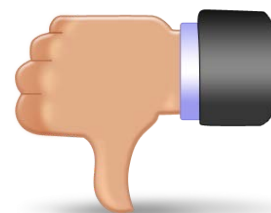
法律以外の影響も甚大！

・組織イメージの悪化
・社会的制裁
・株主代表訴訟 など

行政制裁

- ・ 3 年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

経済産業省からの
違反企業に対する警告

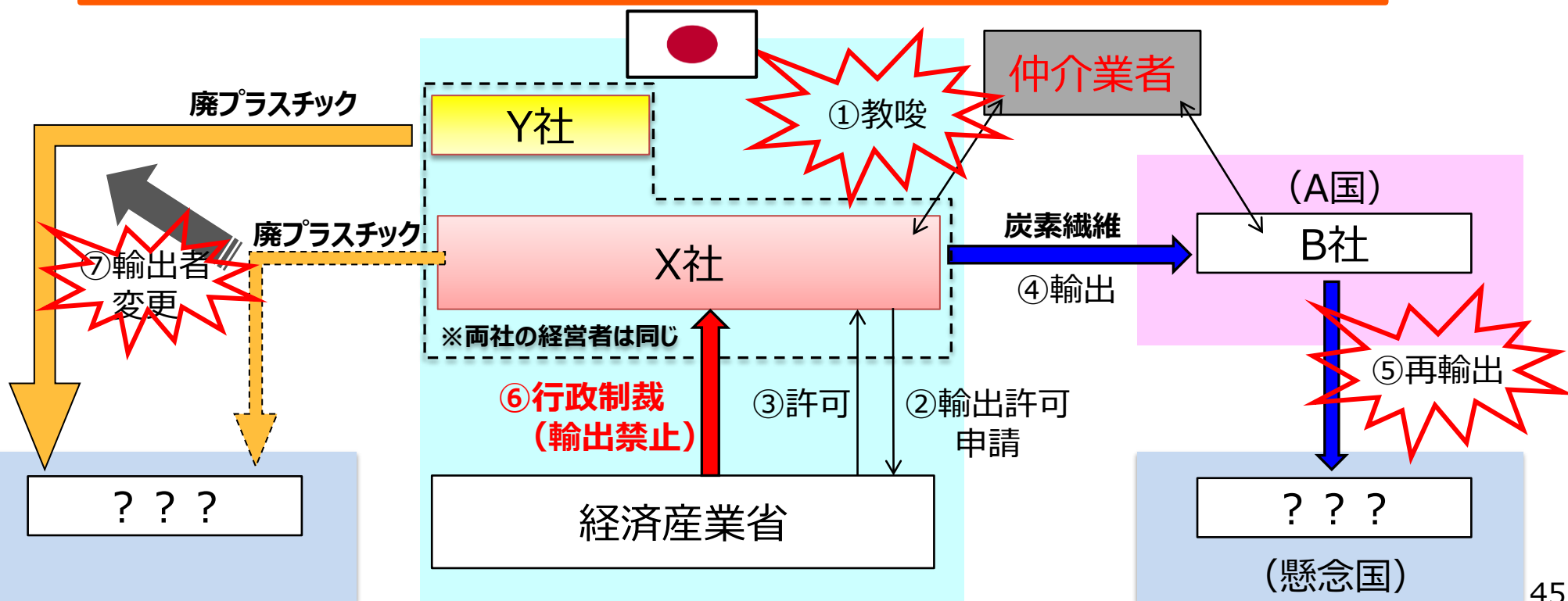


注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。
公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

行政制裁・罰則（１）

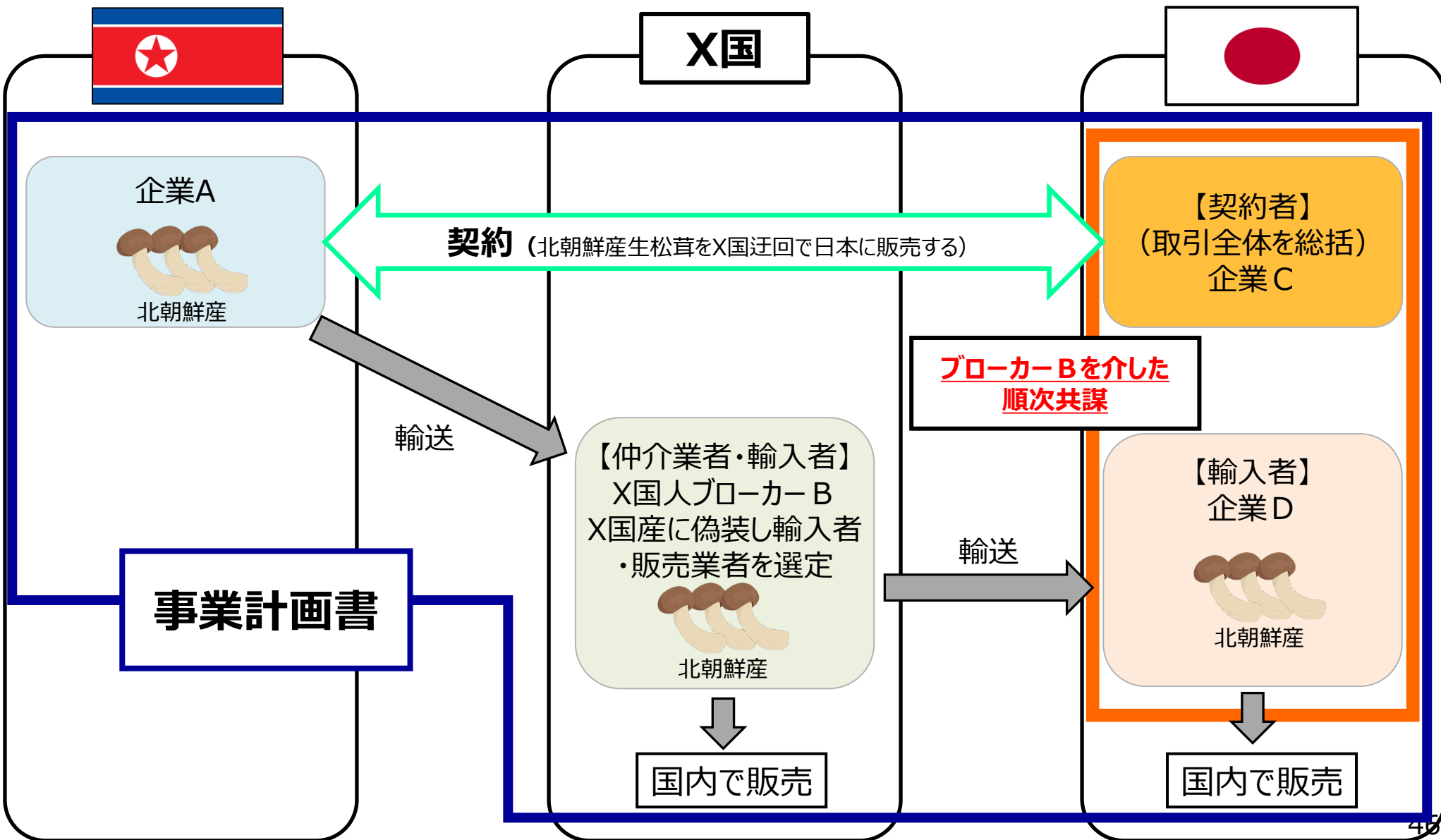
- 流通・取引形態が複雑化する中、現行の制裁制度で対処が困難な悪意を持った業者が暗躍。

- ✓ 輸出を業としない者（図中の「仲介業者」）がX社とB社の取引を仲介（初期の値段及び数量交渉）
- ✓ X社の輸出禁止期間中においても、X社と経営者が同一であるY社より、廃プラスチックの輸出が継続
→ **上記に対する有効な手段なし**



行政制裁・罰則（２）

- 北朝鮮産物品の日本への不正輸入を共謀する事案も発生。



機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化事例（１）

- 軍事分野におけるデュアルユースの重要性が高まる中、流通形態の複雑化は、様々な手段を使って実際のエンドユーザーの姿を隠しながら、懸念のある主体が機微技術や軍事転用可能な貨物を巧妙に獲得することを可能としている可能性がある。

米国の事例 1

- 米国籍のKuyumcuは、**特殊金属粉末をイランに違法に輸出した。**
- その際、物品の真の仕向地（イラン）を隠すため、**最初にトルコに向けて発送し、トルコにてイラン向けに積み替えられるよう手配した。**

米国の事例 2

- Alexander Posobilovと共謀者らは、**米国内で軍事転用可能なマイクロエレクトロニクスを調達し、ロシアに違法に輸出した。**
- その際、米国内での調達にあたっては自らが再販売業者である事実を隠し、輸出にあたっては輸出製品を偽って分類していた。

米国の事例 3

- 米国MKS Instruments社 上海支店セールスマネージャーのQiang Huは、**数千個の圧力変換器をイランへ違法に輸出した。**その際、**同支店の顧客が圧力変換器の購入を打診していると偽った上、最終需要者を共犯者が設立したフロントカンパニーとして、輸出許可を取得していた。**

機微技術・貨物の窃取方法の巧妙化事例（2）

日本の事例 1

- 研究機関「Conflict Armament Research（CAR）」は、**ISILによる即席爆発装置（IED）を分析した結果、日本を含む20カ国・50社の製品が発見された**、とのレポートを公表した。
- 同レポートによると、平成26年12月から平成27年4月にかけて、イラクのCARのフィールド調査チームは、日本企業製のEC2信号用リレー、別の日本企業製のマイクロコントローラーを確認。これらの電子部品はすべてISILが配備したIEDで使われていた。

日本の事例 2

- 平成26年6月、国連はイラン制裁違反を調べる安全保障理事会の専門家パネルの年次報告書を公表し、**日本の東レ製の炭素繊維が中国からイランに向け出荷されたものの、イラン到着前に第三国で差し押さえられていたこと**を明らかにした。
- 炭素繊維は民生用にも使われるが、ウラン濃縮用の高性能遠心分離機に不可欠とされ、一定以上の品質のものは安保理決議に基づき輸出が禁じられている。日本の炭素繊維は高品質で知られ、**イランが核開発のため入手を試みた可能性**がある。
- 報告書などによると、東レから中国へは適正な手続きで輸出されたが、平成24年後半、7200キロがイランに転売され、船で輸送された。

その他の事例

- 大連を拠点に活動するLi Fang Weiは、重慶市に所在する慣性航法装置製造企業の**ジャイロ及び加速度計を調達し、イランに転売していた疑いが持たれている**。その際、**在北京イラン大使館関係者が関与し、手荷物として機内に持ち込まれる手口が使われた**。

行政制裁・罰則の概要

- 現行の罰則水準の妥当性についても検証が必要。

罰則内容	無許可							行政制裁違反				その他違反						未遂罪		
	技術取引	仲介取引	貨物輸出	特定記録媒体等輸出・国外送信	大量破壊兵器関連			無許可の技術取引による技術取引禁止等違反	無許可の仲介取引による仲介取引禁止等違反	無許可の貨物輸出による貨物輸出禁止等違反	船積の非常差止違反	不実許可申請	報告徴収の未報告・虚偽報告	輸出者等遵守基準の勧告命令違反	立入検査		許可条件違反	無許可の貨物輸出	無許可の大量破壊兵器関連貨物輸出	無許可の特定記録媒体等輸出
					技術取引	仲介取引	貨物輸出								検査拒否・妨害・忌避	未答弁・虚偽答弁				
10年以下の懲役若しくは1000万円（価格の5倍）以下の罰金、又は併科【§69条の6②】	-	-	-	-	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-
7年以下の懲役若しくは700万円（価格の5倍）以下の罰金、又は併科【§69条の6①】	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-
5年以下の懲役若しくは500万円（価格の5倍）以下の罰金、又は併科【§69条の7①一～三】※	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●
3年以下の懲役若しくは100万円（価格の3倍）以下の罰金、又は併科【§70条①関連】	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-
6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金【§71条の①】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	-
10万円以下の過料【§73条①二】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-4

最近の主な違反事例

判決及び行政処分の時期・内容など	貨物・仕向地等	備 考
平成 2 7 年 6 月 1 5 日（略式命令）： 元社員に対し罰金 1 0 0 万円、法人に対し罰金 1 0 0 万円 平成 2 8 年 1 月 2 0 日（行政処分）：4 か月：全貨物・全地域向け輸出禁止	・炭素繊維（2 項(1 7)） ・中国	・韓国迂回
平成 23 年 3 月 2 5 日（判決）： 代表取締役に対し 1 年 6 か月（執行猶予 3 年）、法人に対し罰金 1 2 0 万円 平成 2 3 年 7 月 2 0 日（行政処分）：1 年 1 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・パワーショベル ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・中国迂回
平成 21 年 11 月 5 日（判決）： 社長に懲役 2 年（執行猶予 4 年）、法人に対し罰金 6 0 0 万円 平成 2 2 年 6 月 1 8 日（行政処分）：7 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・磁気測定装置他 ・ミャンマー	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・マレーシア迂回
平成 2 1 年 8 月 7 日（判決）： 社長に懲役 3 年（執行猶予 4 年）、法人に対し罰金 5 0 0 万円 平成 2 2 年 1 月 1 9 日（行政処分）：1 年 4 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・大型タンクローリー 他 ・北朝鮮	・キャッチオール違反 ・インフォーム無視 ・他に、北朝鮮制裁違反（奢侈品）有り ・韓国迂回
平成 2 1 年 7 月 1 6 日（判決）： 社員ら 4 名に懲役 1 ～ 2 年 6 か月（執行猶予 3 年） 法人に対し罰金 4, 7 0 0 万円 平成 2 1 年 8 月 1 4 日（行政処分）：5 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止	・工作機械（2 項(1 2)） ・韓国等	・測定データを改ざんし、性能を低く偽り非該当品として輸出
平成 1 9 年 6 月 2 5 日（判決）： 元副会長ら 4 名に懲役 2 ～ 3 年（執行猶予 4 ～ 5 年） 法人に対し罰金 4, 5 0 0 万円 平成 1 9 年 6 月 2 6 日（行政処分）： ① 6 か月間：全貨物・全地域向け輸出禁止 ② 2 年 6 か月間：三次元測定機の全地域向け輸出禁止（①、②合計で 3 年間）	・三次元測定機（2 項(1 2)） ・マレーシア等	・1 台がルビアの核開発施設で発見 ・検査データを改ざんし、性能を低く見せかけ非該当品として輸出
平成 1 9 年 3 月 2 0 日（略式命令）：法人に対し罰金 1 0 0 万円 平成 1 9 年 5 月 1 1 日（行政処分）：9 か月間：無人ヘリコプターの全地域向け輸出禁止	・無人ヘリ（4 項(1 - 2)） ・中国	・未遂

諸外国における輸出管理法規等違反に対する制裁事例

米国の事例 1

- 米国企業**のWeatherford inter-national Ltd.とその子会社 4 社は、**米商務省等の許可を取得することなく**、石油・ガス機械設備をイラン・シリア・キューバに輸出及び核不拡散の理由で規制対象とされている品目をベネズエラ・メキシコに輸出した罪で、**刑事罰金刑及び民事制裁金併せて 1 億ドル**を支払うこととなった。

米国の事例 2

- オランダの航空宇宙サービス提供企業であるFokker Services B. V. (FSBV) は、**イラン、ミャンマー、スーダン向けに航空機用の部品、技術及びサービスを1,100件以上違法に輸出及び再輸出。**
- FSBVの本社はオランダにあるものの、同社が輸出した部品及び技術には、**米国法において輸出許可要件の対象となる米国原産のものが含まれていた**ことなどから、FSBVは米国商務省産業安全保障局と米国司法省に、**民事上の罰金等総額2,100万ドル**を支払うこととなった。

米国の事例 3

- 米国海軍造船所で原子力関連のエンジニア**として働いていた**サウジアラビア生まれの米国人**Mostafa Ahmed Awwadは、最新鋭原子力空母 ジェラルド・R・フォードの図面等の**機微な技術情報をエジプト情報機関のエージェントに提供しようとした。**
- AwwadはFBIの捜査官に情報を提供し、逮捕され、**懲役11年**の判決を受けた。

米国の事例 4

- 米露の二重国籍を持つAlexander Fishenkoは、**ロシアの軍や情報機関に小型電子製品を無許可で輸出。**
- Fishenkoは、**懲役10年**の判決を受けた。

行政制裁・罰則（3）

- 制度の欠陥を利用した不正事例が発生するなど、現行規制で必ずしも十分な対応が採れているとはいえないことにかんがみ、今般、以下の論点について検討。

（1）行政制裁の対象は妥当か。

- 教唆犯や幫助犯には、刑法総則に基づく罰則適用が可能だが、行政制裁には刑法総則が及ばないため、対象にできない。
- 別会社を用いた制裁逃れに対し、有効な対応策がない。
※特定商取引法に類例あり。

（2）罰則・行政制裁の水準は妥当か。

- 違反事例に対し罰金刑の上限水準は妥当か。また、法人重課規定が必要ではないか。
※不競法(営業秘密侵害罪)及び関税法（麻薬密輸出入）の罰金上限 3000万円
不競法違反の法人重課 10億円、独禁法違反の法人重課 5億円
- 輸出許可条件違反に対する罰則が、過料10万円のみ。

1. 安全保障貿易管理とは
2. 安全保障貿易管理を取り巻く状況の変化
 - (1) 安全保障をめぐる環境の変化
 - (2) 安全保障において重要性を増す民生技術
 - (3) 国際化の進展により複雑さを増す安全保障貿易管理
3. 我が国における国内の技術取引規制の在り方の検討
4. 違法輸出の防止に向けた検討
5. **輸出者の事務負担軽減策の検討**

輸出管理コストの増大

- 輸出管理制度を遵守する事業者にとっては、自らがグローバル化を進める中で流通形態が複雑化し、その結果、輸出管理コストが増大する傾向にある。
- 例えば、我が国の規制品目番号体系が諸外国と異なることから、海外に子会社を持つ企業や日本と機微技術に関して取引関係にある海外の事業者にとっては負担が大きい。
- こうした輸出管理の負担の増大は、事業者の輸出管理制度を遵守する取組を阻害する要因となりかねない。

➤ 経済産業省への要望。

一般財団法人 安全保障貿易情報センター 輸出管理のあり方専門委員会

「安全保障輸出管理に係る法制度・運用の見直しに関する要望」（平成26年2月21日）（抄）

企業がグローバルな経済活動を展開する上で、Level Playing Field の観点からレジーム加盟国の規制と整合的であることが必須です。規定振りについて国際標準との乖離があることは大きな支障となるため、引き続き検討をお願い致します。

（出典）一般財団法人 安全保障貿易情報センターＨＰ

➤ シンガポールで開催された日米星合同による輸出管理アウトリーチ・セミナーでの意見。

シンガポール現地で日本企業と取引を行っている企業からの日本に対する質問

「日本の規制リストのカテゴリー分けは他国と異なっている。日本以外のアジア諸国はE Uリストを参照しているが、日本もカテゴリー分けを変更することはできないか。」

輸出者の事務負担の軽減

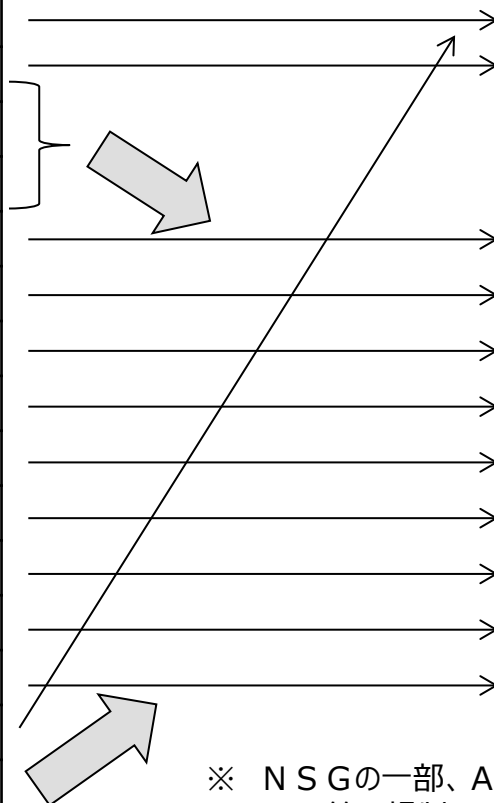
- 日本の規制リストとEU等の規制リストは下記の通りカテゴリー構成が異なっており、輸出管理を行う事業者の一部にとって負担となっている。
- このため、これをEU等の規制リストとの整合性を図ることで事務負担を軽減できないか。

<日本の規制リスト>

項番	品 目	対応するレジーム
1	武器	WA (ML)
2	原子力	NSG
3・3の2	化学・生物兵器	AG
4	ミサイル関連	MTCR
5	先端材料	WA (カテゴリ1)
6	材料加工	WA (カテゴリ2)
7	エレクトロニクス	WA (カテゴリ3)
8	コンピュータ	WA (カテゴリ4)
9	通信関連	WA (カテゴリ5)
10	センサー・レーザー	WA (カテゴリ6)
11	航法関連	WA (カテゴリ7)
12	海洋関連	WA (カテゴリ8)
13	推進装置	WA (カテゴリ9)
14	その他	WA (ML)
15	機微品目	WA (VSL)
16	全品目 (除く食料品、木材等)	キャッチオール

<EU等の規制リスト>

リスト項目	品目
ML	武器
カテゴリ0	原子力
カテゴリ1	先端材料
カテゴリ2	材料加工
カテゴリ3	エレクトロニクス
カテゴリ4	コンピュータ
カテゴリ5	通信関連
カテゴリ6	センサー・レーザー
カテゴリ7	航法関連
カテゴリ8	海洋関連
カテゴリ9	推進装置



※ NSGの一部、AG、MTCR、WA (VSL) は、EU等の規制リストでは、それぞれカテゴリ1～カテゴリ9に振り分けられている。

輸出者等遵守基準

- 企業等において、適切な輸出管理を行うよう、輸出者等遵守基準が定められているが、意図しない形での違法輸出の発生が懸念される。
- 特に、技術情報については、貨物と違い、一度流出してしまうと回収も困難。
- こうした事案を未然に防ぐ観点から、輸出管理の補完規制として、組織内の適正管理の要素を、輸出者等遵守基準に盛り込む（努力義務）ことが重要。

【技術情報の流出懸念例】

日本の企業
(工作機械メーカー)



外国人従業員

外国

設計図面の
電子データ
を持ち出し

【意図しない違法輸出の防止策の例】

- 機微技術を取り扱う部門における情報管理責任者の指定
- 機微度に応じた情報管理

等

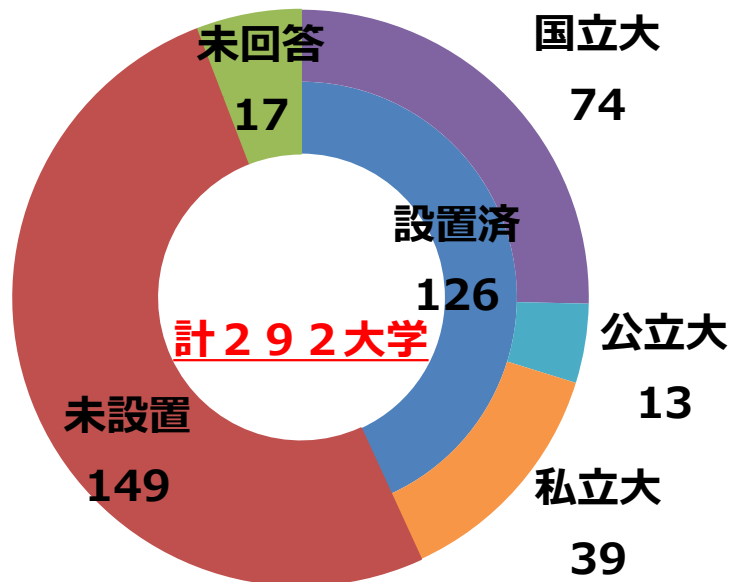
持ち出された電子データには、大量破壊兵器の部品を作ることも可能な工作機械の設計図なども含まれていた可能性あり。

大学における安全保障貿易管理の取組【再掲】

- 大学等の更なる国際化を推進していくために、輸出管理の取組強化が求められる。
- 政府としても、大学向けの説明会や体制構築のためのガイダンス等の各種施策により支援を実施するほか、自主管理体制が整備されている大学への特例措置等を検討。

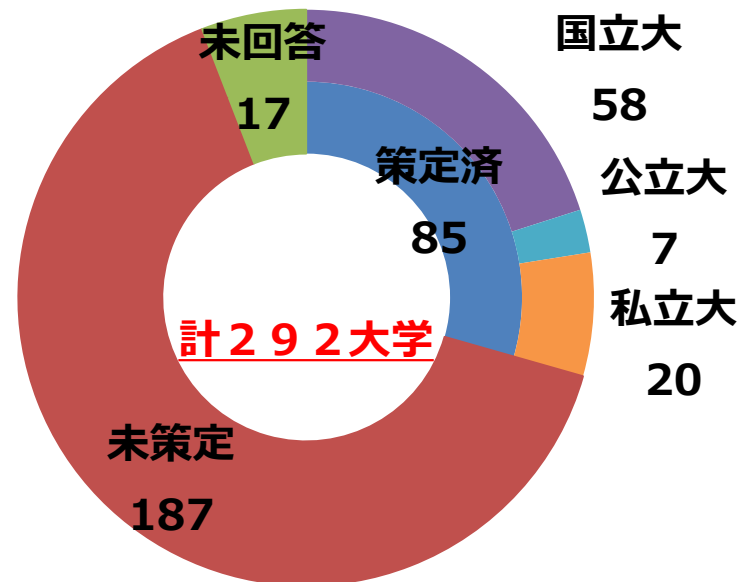
「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を持つ公立・私立大学」（合計292大学）における

①輸出管理担当部署の設置状況



	設置率
国立大	86%
公立・私立大学	25%

②輸出管理内部規定の策定状況



	策定率
国立大	67%
公立・私立大学	13%